

## 平成14年度 第2回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成14年8月6日(火) 10時00分～18時30分

2 場 所 農協会館 大会議室

3 出席者

(1) 委員

木本委員長、速水副委員長、浦山委員、大森委員、朴委員、林委員、福島委員

(2) 事務局

県土整備部

県土整備部長、公共事業総合調整分野総括M、事業評価・システム開発TM  
流域整備分野総括M、港湾・海岸TM 他

農林水産商工部

地域活力づくり分野総括M、農業基盤整備TM 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(事業評価・システム開発TM)

どうも、おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から、第2回の三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。

私、事業評価・システム開発チームのマネージャーでございます。どうかよろしく願いいたします。今日、総括マネージャーのほうが、ちょっと所用がございまして、午後また出席をさせていただく予定にしております。どうかお許しをいただきたいと思います。

本日は、7名の委員全員のご出席をいただきまして、三重県公共事業再評価審査委員会の条例6条2項に基づきまして、本委員会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは早速ですが会議に入らせていただきます。委員長、議事次第に従いまして、議長をよろしく願いいたします。

(委員長)

議事に入ります。その前にお断りがあるんですけども、本日はまだ傍聴者の方の入場を許可いたしておりません。これは事務局から再評価実施要綱や傍聴要領の改正を行いたいとの申し出がありました。それで傍聴者に関する事項でございますので、それらの改正の審議が終了するまでは、傍聴者の入室を遠慮していただいております。ご了承お願いい

たします。

では、本日の議事の進行について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

(事業評価・システム開発 T M)

それでは、本日の議事進行ならびに委員長が申されました要綱等の改正につきましてご説明を申し上げます。まずお手元の資料を。「H14 再評価 0 - 4」の一番上のページになっておりますが、その資料の赤いインデックスを付けました資料 3 というのがございますが、お聞き願いたいと思います。三重県公共事業再評価実施要綱の改正案でございます。

この改正案は平成 14 度三重県の組織改正によりまして、従来課というのがあったんですが、チーム制になりましたことに伴いまして、所要の見直しを行ったものでございます。ご覧いただいております資料の旧の部分は二本の線で消させていただきまして、新しく改正する部分をアンダーラインを引いております部分に変わったということでご理解をいただきたいと思ひます。

次に 1 枚めくっていただきまして、三重県公共事業再評価審査委員会運営要領の改正案でございます。今回の改正にあたりまして、大きな改正点は 3 点ございます。まず 1 点目でございますが、第 3 条の第 1 項をご覧いただきたいと思ひます。これは公開又は非公開それぞれの場合の規定により、明確化をしていこうということでございます。

次に 2 点目でございますが、3 条の 2 項でございます。これは次のページに傍聴要領というのが添付をさせていただいております。これは後ほど説明させていただくわけですが、これまで非常に不明確であった部分を改めまして、ここで別途明確にさせていただいたということで。一般傍聴者に対して傍聴要領を定め、入場入室の前に事務局が周知を図ると、こういうことを入れさせていただいたわけでございます。

3 点目でございますが、3 条の 4 項でございます。議事録に関しまして、個人情報取り扱いを規定をいたしまして、非公開とした場合の議事録の非公開を明確化するということで。会議が非公開になった場合には公表も非公開ということでございます。

次にもう 1 枚めくっていただきますと、三重県公共事業再評価審査委員会傍聴要領(改正案)というのがございます。この傍聴要領につきましては、先ほど運営要綱の第 3 条の 2 項に基づきまして定めるものでございます。傍聴者に対しまして手続きや注意事項を記載したものであります。これも大きな改正点が 3 点ございます。

まず 1 点目は 1 番の(3)でございますが、公開しない場合があることを今まで明記がなかったということで、明記をさせていただきました。会議は原則公開ですが、委員長の判断により非公開となる場合がありますということで、非公開の部分を明示させていただいたということでございます。

2 点目は 2 の(1)でございます。傍聴者の定員についてでございますが、これまでも会場の容量等によりまして、あらかじめ一般の方々にお伝えしてまいっておりますが、他の委員会等の要領も見てみますと定員という部分がございます、ここでまたこれを明記をさせていただいたということで。傍聴者の定員は原則 10 名といたします。ただし、会場の容量によって定員を増やす場合がありますということでございます。

次の(2)でございますが、昨年度から傍聴者にも会議資料を配布させていただいておりますが、こちらにつきましても明確な規定がなかったということで、今回配布の資料の

明確化ということで、傍聴者には会議資料を配布します。ただし、会議資料のうち内容が詳細となっている資料については供覧とする場合がありますと。こういうことを追加させていただきます。

それから3点目でございますが、4の「会議を傍聴する場合に守っていただく事項」の内容につきまして、議事進行に支障となる行為等を禁止するというので、今回下線の部分を新たに追加をして定めたようなことでございます。

以上でございますが、三重県公共事業再評価委員会条例の第8条に委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることとすると、このようになっております。今回提案させていただくものでありまして、この改正案についてご審議をいただきまして可決いただきましたら、本日からこの要領等を施行いたしたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

はい、ご説明ありがとうございました。ただ今事務局からの改正案に対する説明、いかがでございましたでしょうか。委員の方々、ご意見、ご質問がありましたらちょうだいいたしますが、よろしく。

(異議なしの声あり)

よろしいですか。それでは三重県公共事業再評価実施要綱の改正案他3案につきまして、原案どおりとし、本日より施行いたします。事務局においては傍聴者がお見えならば、入室してもらってください。お願いいたします。

傍聴の方々、お待たせしました。それでは、本日の議事進行につきまして事務局からご説明お願いいたします。

(事業評価・システム開発TM)

はい。それでは本日の議事進行につきまして説明をさせていただきます。お手元の資料の赤いインデックスの資料4をお開き願いたいと思います。本日はこの資料で を付けました3番、4番、5番、6番、7番の海岸事業についてご審議を賜るわけでございます。この5件概ね午前中にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。また午後からは第1回に引き続きまして19番のかんがい排水事業と、16番の県営農地開発事業という順番でご審議をいただきたいと思いますと考えております。前回継続審議となっております2件の案件につきまして、まず先にご審議いただくべきところでございますが、本日農業土木学会が三重県において開催されておりまして、事務局で時間の調整の結果、こういうことでよろしくお願いをしたいということでございますので、どうかご理解いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの進行についてのご説明ですが、いかがでございましょう。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。それでは再評価対象事業の審議に入ります。本日は今しがた事務局からご説明がありましたように7案件の審査を行います。午前中は3番から7番の海岸事業につきまして、同種の事業でございますので、

一括して事務局からの説明をいただきます。そして午後区切りのよい所で農林水産商工部関係の2件を再審議したいと存じます。

委員各位にお願いいたしますけれども、本日の終了予定時間は概ね午後4時とし、その中で7案件の説明、審議を行います。途中休憩を挟みまして、できうる限り本日中に当委員会の意見書をまとめ上げたいと存じます。円滑な議事運営に対して、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それから説明の方に対してのお願いであります。限られた時間でございますので、密度の濃い審査をいたしたいと存じております。できるだけ簡潔に要旨を的確に、1案件概ね10分程度にてご説明ください。お願いいたします。

それでは、事務局からご提示のありました順に、本日は3番からでございますが、海岸事業につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

- 3 海岸事業（相模地区建設海岸）鳥羽市
- 4 海岸事業（鳥羽港港湾海岸）鳥羽市
- 5 海岸事業（的矢港海岸（的矢地区）港湾海岸）磯部町

（港湾・海岸TM）

私、港湾・海岸チームのマネージャーでございます。どうかよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。パワーポイントと資料のほうを並行して進めさせていただきます。それでは海岸事業について説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

資料3-1の3ページをご覧ください。今回ご審議いただくのは高潮対策事業が相模地区海岸、鳥羽港岩崎地区海岸、的矢港的矢地区海岸の3地区、海岸環境整備事業が長島港城ノ浜地区海岸、阿津里浜地区海岸の2地区の計5地区の海岸でございます。このうち相模地区海岸、阿津里浜地区海岸は国土交通省河川局所管の海岸でございます。鳥羽港岩崎地区海岸、的矢港的矢地区海岸、長島港城ノ浜地区海岸は国土交通省港湾局所管の海岸でございます。今回の再評価として初めてご審議いただく箇所は阿津里浜地区海岸でございますが、残る4箇所につきましては平成10年度第5回委員会でご審議いただいております。当時のご審議ではいずれも「継続して事業を進めるという対応方針について了承する」との意見をいただいております。

また条件としましてコスト縮減を図り、できるだけ効率的な事業推進を図ることと条件をいただいております。私どもコスト縮減につきましては、公共工事コスト縮減対策推進会議等で全体的に取り組んでおります。平成9年から平成11年の間に10%の縮減目標に対しまして、実績は10%となっております。コスト縮減の内容といたしましては、既存の消波ブロック等のリサイクル活用や作業船舶等の在港船状況を適切に把握し、回航費等の節減に努めているところでございます。更にできる限り重点化を図るとともに、1ロット当たりの発注規模を大きくし、効率的に事業を推進しています。

また、昨年8月の第3回委員会におきまして、海岸事業に対し、いただきました2点ほどのご意見につきまして、事業担当チームとしての考え方をご説明させていただきます。

まず1点目は、「三重県は1,000kmを超える海岸線を有するが、限られた資金計画の中でこの海岸線をいかに効率的に保全するかが課題であり、既存堤防の詳細な調査を行い、

客観的な整備を行った上で、既存堤防の有効活用を図り、経済的、効率的と安全性を兼ね備えた海岸整備を図ること」とのご意見をいただきました。これにつきまして、海岸整備のこれからのあり方につきまして、考え方をご説明させていただきます。

ページ戻りますが、1ページをご覧ください。1の背景といたしまして、平成11年度に近年の海岸を取り巻く状況の変化を受けまして、海岸法が改正されております。特徴はこれまでの防護だけの海岸事業が、海岸環境への意識の高まりや、海洋性レクリエーション需要の高まり等時代や価値観の変化を踏まえ、防護に加えて環境、利用が調和した総合的な海岸管理制度が創設されたこととあります。また海岸事業を始め公共事業におきましては、効率性や透明性を一層高めていくことが求められています。

2の目的にもありますように、私どもはこのような海岸事業の背景、公共事業の背景の変化を踏まえ、適切な防護水準を確保し、海岸環境の保全と整備、適正な利用を図ることとしております。行政、地域が一体となり、生活者起点での海岸整備に取り組むことを目的として、現在海岸整備アクションプログラムの策定を行っており、本年度に取りまとめることといたしております。

3の構成にありますように、アクションプログラムは「海岸整備の方向性」と「海岸の整備計画」の2つの柱から成り立っています。第一の柱である海岸整備の方向性では、県下302地区の海岸の整備を行っていく方向性を明確にするため、人工海岸、環境維持海岸、環境保全海岸に分類します。人工海岸は防護と利用の面に考慮した整備を進める海岸で、イメージはスクリーンをご覧ください。主に港湾内の海岸などで本日ご審議いただく鳥羽港岩崎地区海岸、的矢港的矢地区海岸等が代表的な箇所でございます。

環境維持海岸は防護に加えまして、利用と環境にも配慮し、それらの保全や復元を見据えた整備を進める海岸で、本日ご審議いただきます相模地区海岸を始め、七里御浜の御浜海岸や紀宝海岸などが代表的な箇所でございます。

2ページをご覧ください。環境保全海岸は環境の保全に配慮し、最小限の維持補修に留め、基本的には改築事業は行わない海岸で、利用が進む伊勢湾の沿岸にはございません。

アクションプログラムの第二の柱は、海岸整備計画であります。今後およそ10年間に事業着手を検討する海岸を、防護の優先度の高い順にランク付けし、継続中の海岸と合わせて整備計画を策定するものでございます。フローをちょっとご覧ください。これが整備計画を策定する際のフローでございます。まず基本的に改築事業を行わない環境保全海岸以外に、人工海岸・環境維持海岸について現在事業中の海岸は、整備計画に盛り込みたいと思っております。また、継続中以外の海岸につきましては、防護に関する優先度を天端高の高さや前浜勾配などを調査しまして、防護水準を備えているか。また、堤防のクラックや空洞化、沈下や漏水の状況を調査しまして、施設の老朽度合や砂浜の侵食状況の3つの項目について現状をランク付けし、優先度の高いものからB/Cの把握、地元の意見、予算の状況等を把握し、事業計画を策定し、県民の皆様公表することとしております。

続きまして、海岸事業に対していただいた2点目のご意見でございます。「離岸堤を必要とするような長大な海岸における保全対策にあたっては、海岸の保全計画と整合した個別地区の効率的な整備を進めること」というふうなこととございます。

スクリーンをご覧ください。平成11年度の海岸法の改正を受け、都道府県知事は海岸保全基本計画を策定することとなりました。県下では三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計

画につきまして、関係する愛知県と、また熊野灘沿岸海岸保全基本計画につきましては、関係する和歌山県とそれぞれ協働して現在計画を策定中でございます。これらの計画では総論となります海岸の保全に関する基本的な事項といたしまして、海岸の現況、保全の方法に関する事項、また海岸の防護に関する事項、海岸環境の整備・保全に関する事項、海岸における公衆の適正な利用に関する事項などを盛り込みます。

各論となります海岸保全施設の整備に関する基本的な事項といたしましては、整備しようとする区域、海岸保全施設の種類・規模、海岸保全施設による利益の地域やその状況などを定めることとしております。

これらの海岸整備アクションプログラム、海岸保全基本計画を基に、海岸事業の一層の経済化、効率化を進めたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上長くなりましたが、これまでの審査委員会でいただきましたご意見に対する基本的な海岸整備のあり方についてご説明させていただきました。

それでは本日ご審議いただく箇所のご説明に移らせていただきます。資料の4ページでございます。資料4ページに示す判断フローの中で、阿津里浜地区海岸につきましては

の事業採択後10年が経過して継続中であること、それと今年度もしくは次年度に完成しない海岸であることから、再評価審査委員会で審議していただく対象とさせていただいております。それ以外の4地区海岸につきましては、再評価実施後、一定期間経過しまして継続中であるため再々評価ということでご審議いただく対象とさせていただいております。

海岸事業は台風などによる波浪や高潮などの災害から住民の生命・財産を守る事業であるというふうなことから、資料5ページに示すように、費用便益比B/Cが1以上であれば事業を継続していきたいと考えております。便益の算定の考え方は資料6ページにありますように、施設完成後標準的な耐用年数である50年の期間を設定し、この期間に対策を何も行わないと過程し、この場合に発生すると想定される被害額を累計しております。被害額の算定につきましては資料の7ページに示すように、来襲する波が堤防等を越えて背後地に浸水すると仮定し、浸水高さを算定する上で、資料8ページのメッシュ図のようにその浸水区域を設定しまして、その浸水高さに応じた家屋や事業所等における電化製品や家財などの標準的な被害額を基に算定しております。費用につきましては、堤防などの施設の築造コストと、50年間の維持管理費の合計額としております。

それでは個々の海岸事業の説明に入らせていただきます。最初に説明をさせていただきますのは、相差地区海岸高潮事業でございます。スクリーンをご覧ください。当海岸は鳥羽市南東部の相差町でございます。伊勢志摩国立公園内の志摩半島の先端部に位置する海岸です。当海岸の背後には民家の他、ホテルや民宿といった宿泊施設が多く、温暖な気候と砂浜海岸と相まって、古くから海水浴や釣り等で親しまれている海岸です。

当海岸は全国的にも問題となっております海岸侵食が発生しており、海浜の消波効果が失われたことによりまして、以前に比べて背後に越波してくることが多くなってきております。このように恵まれた自然環境にある当海岸の状況を踏まえまして、高潮対策から背後地を守るために資料9ページに示させていただきますように、護岸だけでなく海岸前方には人工リーフの設置を行い、海岸部には突堤と養浜を組み合わせた面的防護方式による施設整備を行うこと。それによりまして、親しみやすい海岸の整備を推進しています。

相差地区海岸の概要につきましては、資料 12 ページに記述しております。実際の整備計画ですが、資料 10 ページのように、計画高潮位は、TP + 2.49m。横断図ではハイハイウォーターレベル、H.H.W.L と表示してございます、TP + 2.49m。既存堤防の天端高はTP + 8m となっております。TP とは東京湾での潮位記録を平均した数値で、これを高さの基準としております。この横断図のように、沖合に天端幅 60m、天端高 - 2 m の人工リーフを配置し、それに加えて天端幅 40m、天端高 TP + 3 m で養浜を計画しております。

全体計画は資料 11 ページに示しますように、人工リーフを 450m にわたって設置するとともに、両端には突堤を 1 基ずつ配置し、さらに 2 つの突堤の間に約 12 万 9,000 の養浜を実施する計画となっております。

進捗状況は資料 13 ページにございますように、平成 14 年度末現在の進捗状況は、人工リーフの一部と養浜以外は完了しております。事業費では全体事業費 18 億 3,310 万円のうち、12 億 6,000 万円と約 69%の進捗でございます。当該箇所は観光地である上、付近は鮑等の好魚場で、施工期間が限られているため、事業が長期化しておりますが、現在のところ平成 18 年度に完成する見込みでございます。海岸保全施設の整備には多くの年月と費用が必要ですが、施設を整備した背後は安全性が向上し、順次効果も発現されてきており、B/C についても資料 14 ページに示させていただいておりますとおり、2.32 と 1.0 を上回っております。

それでは便益費用比 B/C の 2.32 がどのようにして出てくるかということ、少し詳しくご説明させていただきます。資料の 15 ページに示させていただいておりますとおり、相差地区海岸の場合総費用につきましては、建設費と維持管理費の合計が 25 億 1,000 万。総便益が一般資産被害額と公共土木施設被害額及び公益事業等被害額の 3 つを合計しまして、58 億 3,200 万となっております。総便益を総費用で割りますと、B/C は 2.32 という結果が出てまいります。

ここからは別紙の資料 3 - 2 をご覧ください。まず便益ですが 1 ページにありますように、海岸事業を行うことによってどれだけの浸水被害が軽減できるかということが、便益となっております。便益の内訳は 2 ページに示しますように、一般資産被害額、公共土木施設被害額、公益事業等被害額の 3 つに大別されております。一般資産被害とは家屋資産額、家庭用品被害額、農漁業事業所資産額、農地資産、農作物の被害額などを合計したもので、これは先ほどの浸水メッシュ図に基づき算定しております。

3 ページは相差地区海岸の費用便益比の算定に使用しましたメッシュ図です。メッシュの中に記入してあります数字はそのメッシュ内地盤の平均標高でございます。

資料 4 ページに示しますように、10 年に 1 度の頻度で来襲する異常気象により発生する波高から各メッシュの浸水高さを算定し、さらに 20 年に一度の異常気象により浸水する各メッシュの浸水高さ、以下 30 年、40 年、50 年に一度の異常気象による浸水高さを各メッシュごとに算定します。背後の浸水域のうちどの部分がどれくらいの高さで浸水するかという判断をいたします。これによりどの程度の異常気象でどの部分がどれくらい浸水するかということが判明します。

これを基に 5 ページに示す浸水高さによって定まっている被害率と、6 ページに示す統計資料から求めました各メッシュの平均資産を掛け合わせることにによりまして、各頻度ご

との浸水域の一般資産被害額が算出されます。相差地区海岸の場合、一般資産被害額は9,000万円となっております。次に7ページをご覧ください。これまで述べた被害額はその頻度の異常気象が一度発生した場合の被害額であるため、年平均どれくらいの被害額が生じるかを算出するために、それぞれの異常気象がどのくらいの割合で発生するかという確率を掛け合わせまして合計したものが、一般資産の年平均被害額です。

一方、公共土木施設被害額とは、道路・橋・公園等の被害額であります。公益施設等被害額とは、電気・ガス・水道等の被害額のことですが、これらの算定は5ページに示しますように、一般資産被害額に定められた率を掛け合わせて算出することとなっております。相差地区海岸の場合、公共土木施設被害額は2億2,200万、公益施設費被害額は600万円となっております。この3つを足し合わせまして、相差地区海岸の年平均被害額は3億1,800万円という結果が出ております。これは年平均の被害額です。施設完成後50年間の便益を算出するために、8ページに示しますように、現在価値への換算係数であるデフレーターを掛け合わせた上で合計したものが総便益であり、相差地区海岸の場合58億3,200万円となっております。これが資料3-1の15ページで示させていただきました便益の算定の内訳でございます。

この一般資産被害額をさらに分析してみますと、スクリーンに示しますような状況となっております。費用につきましては、施設建設に要した費用と施設完成後50年間の維持管理費の合計となっております。費用につきましても、現在価値に換算するためにデフレーターを掛けています。以上長くなりましたが、費用対効果の算定方法につきまして、相差地区海岸を例にとって説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、鳥羽港岩崎地区海岸高潮対策事業について説明をさせていただきます。資料番号は4-1でございます。まずはスクリーンをご覧ください。鳥羽港海岸は伊勢湾口に位置し、風光明媚な景観に恵まれ、リアス式海岸と相まって天然の良港を形成しております。このうち岩崎地区海岸は鳥羽市の玄関口である鳥羽駅や、海の玄関口である佐田浜地区から観光名所である御木本真珠島、鳥羽水族館を結ぶ位置にあり、海岸背後には国道42号線や近鉄志摩線が並行し、これに沿って人家や商店街が密集しております。

既存の護岸は年々老朽化が進んでおりまして、天端高も不足しております。このため資料1ページにございますように、既存施設の前面に新たな施設を設けて安全性の向上を図ることとしました。なお、護岸前面は大型船や小型の観光船、離島への定期船が行き来する航路となっているため、消波構造の護岸を採用しております。

実際の施設の整備計画ですが、この横断図のように計画高潮位はDL+3.74mです。DLとは海図や港湾工事の計画設計施工などに際して基準となるべき高さのことで、旧運輸省所管の海岸では各港ごとに基準値を設定しております。護岸タイプの海岸保全施設を改良する場合の一般的な流れは、スクリーンに示しますように、既存の施設の補強が技術的に可能か。可能ならば、新設するよりも経済的かなどを判断し候補を決定しております。鳥羽港の場合、既設の護岸が老朽化しておりまして、工事に耐えられるか。また既存の胸壁を残しつつ、改良工事を実施することが可能か等を判断し、前に出す工法を採用しております。前出し工法の中でさらに各点で水深・地質・利用状況等を勘察し、先ほどもお示ししましたような工法を採用しております。なお、他の海岸につきましても、このような



検討を踏まえた上で経済的な工法を採用しております。

資料 2 ページにありますように、全体計画は延長 628mにわたって天端高 D L + 4 m から 4.7mの計画で護岸を整備する予定でございます。

資料の 4 ページにありますように、平成 14 年度末の進捗状況は護岸 628mのうち 240.6mが完成する予定で、施設延長で約 38%、事業費で全体事業費 25 億 4,000 万円のうち 8 億 9,850 万円と約 35%の進捗でございます。

当該箇所は資料の 5 ページにもありますように、現場が狭隘で年間施工量が限られているため、事業が長期化しておりますが、現在のところ平成 23 年度に完成する見込みでございます。この箇所は鳥羽市の中心部に位置し、重要な公共施設や民家が密集していることから、依然として防護の必要性は高く、B / Cにつきましても資料 6 ページに示しますように 26.27 と大きいことから、引き続き事業を継続していきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、的矢港的矢地区海岸高潮対策事業につきまして説明させていただきます。資料番号は 5 - 1 でございます。

まずはスクリーンをご覧ください。的矢港海岸は志摩半島の中心部に位置し、典型的なリアス式海岸で優れた景観を有しています。当海岸の海岸保全区域延長は約 40 k m でありこのうちの的矢地区は約 3.4 k m でございます。海岸背後のわずかな平地に民家が密集し、前面の海面には多数の牡蠣や真珠の養殖筏が設置されております。

当地区は伊勢湾台風で大きな被害を受け、その後築造された護岸は地盤が軟弱であることもあって沈下や老朽化が進み、防護機能が低下してきております。既存施設の早期改良が求められております。背後は民家が密集し、前面は水面利用が進んでいることから、資料の 1 ページにありますように、軟弱地盤箇所につきましては既存施設の前面にアースアンカー控え式の鋼矢板と前面基礎地盤の地盤改良を併用した構造物とし、普通地盤の箇所につきましては資料 2 ページに示しますような、コンクリートブロック方塊式の工法を採用して、各箇所において経済的な構造を採用しております。

実際の整備の計画ですが、これらの横断図のように、計画高潮位が D L + 3.74 m、既存の護岸の天端高は D L + 4.5 m となっております。全体計画は資料 3 ページにありますように、延長 1373 m にわたって既存施設と同じ天端高 D L + 4.5 m で護岸を整備する予定でございます。

資料の 5 ページにもございますように、平成 14 年度末現在の進捗状況は護岸延長 1373 m のうち 571.5 m が完成する予定で、施設延長で約 42%、事業費では全体事業費 49 億 1,000 万円のうち 25 億 9,570 万円と約 53%の進捗でございます。当該箇所も資料の 6 ページにありますように、鳥羽港同様現場が狭隘で年間施工量が限られているため、事業の進捗は遅れておりますが、現在のところ平成 20 年度に完成する見込みです。この箇所についても民家が密集していることから、依然として防護の必要性は高く、B / Cにつきましても資料 7 ページに示すように 6.88 と大きいことから、引き続き事業を継続していきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(委員長)

ちょっとお待ちください。担当の方、事務局いかがでしょう。ご説明が少し長くなって

ますので、私一括と申したんですが、今までが高潮で次2件が環境に入りますので、どうでしょう事務局のほう。説明があまり長いと質問を忘れてしまう可能性もある。よろしいですか。はい。すいません、割り込みまして。では、一番初め宿題であったことに対するご回答が2点ございました。それも含めまして高潮関係の整備ですけれども3件、ご意見、ご質問がございましたら頂戴いたします。委員の方々、よろしく願いいたします。

(委員)

最初の昨年の宿題というお話が出てきまして、離岸堤の問題を先ほど愛知県から和歌山県までの海岸線を考えて、計画を立てられているという。基本的にその考え、それはそれで理解できるんですけど。離岸堤というのは基本的には、その波を止めて内側の海岸、ここで説明いただいたように面的防御というような考え方なんです。もう1つは、海岸に例えば海浜が痩せていった時に、養浜効果とかですね。別に砂を入れて養浜をするならともかくとして、独りで砂利が集まってくるとかというふうな考え方で捉えていくわけですよ。

そこで僕は昨年お聞きしたのは、例えば三重県というのは既に川が砂防工事等で土砂を流さない仕組みをどんどん作っている中で、海浜に出てくる砂利や砂というのは非常に少なくなっているのではないかと。その中で離岸堤をつくると言っても、砂の奪い合いみたいなことで、すべてどっかから砂を別に持って来ないと、つまり今回やられているように確実に養浜をしていかない限り、何て言うんでしょうか、面的防御というふうな意味をやるとうると大変コストがかかっていくと。つまり砂がどこからも出てこないんだから、痩せてくのは当たり前じゃないかみたいな話だと思うんですよ。

それに対する海岸事業だけでなく、治山・砂防・河川事業と総合的な考え方が出て来ないといけない。この話は関係するそれぞれが考えていけば、今後何らかの形で長い期間あるのですから計画してけばいいんですけど。そういうことだからと言って、離岸堤の話がどうつながっていくのかというのは、僕はさっきの説明では全然わからなかったんですけど。

(委員長)

今のご質問に対してのご回答をお願いいたします。

(港湾・海岸TM)

ちょっと離岸堤をつくることと、現在のこの計画ですね、それらがわかりづらいというふうなご質問ですね。

(委員)

どういつながりというか、もう少し具体的に考え方みたいなものが出てこない。計画ですよというふうな話で「あっ、そうですか」と、「計画ですね」という話では、何が何やら説明にも何にもわからないということですよ。これだったら誰でも書ける。

(港湾・海岸TM)

ちょっとよろしいでしょうか。この海岸保全基本計画につきましては、知事が策定すると先ほどご説明させていただいたのですけれども。決めるべき事項というのが下の2つ目、一番下の黒丸にございまして。伊勢湾であれば伊勢湾の中の保全しようとする区域とか、海岸保全施設の種類の種類でありますとか規模とか。そこまで具体的に形状というか現状を把握して計画することになっております。これにつきましては海岸法の改正を受けて、法令に基づいて作り上げる計画でございまして、ここに盛り込まれないと今後海岸事業は取り組まれないということになってございまして。県独自で作っております海岸整備のアクションプログラムとも整合を図りながら、今後この計画に種類とか規模を地区ごとに盛り込んでいきまして、その中で海岸基本計画を作り上げるという予定にしております。

(委員)

そうしますと、例えばこれ何年か長期計画になるわけですね。

(港湾・海岸TM)

10年間の計画でございまして、5年に1度程度で見直しがございます。計画自体は他県とまたがる計画でございまして、そのへんは他県とも連携を取りながら、10年スパンの計画と5年の見直し等も連携を図って計画を策定して、見直しもその都度行っていくというふうに考えております。

(委員)

じゃあこの段階で、あそこを書いてありますようにかなり詳しい計画なり施設が考えられていくわけですね。そうしますとそこに対する予算、必要なお金みたいな話も当然びしっと出てくるわけですね。

(港湾・海岸TM)

そのへんは予算も睨みながら、施設の種類の種類でありますとか規模でありますとか。それは先ほど申しましたように優先順位等考慮してここに盛り込んでいく予定で、今策定中でございます。

(委員)

わかりました。

(委員長)

関連してなんですけれども。おそらく出ている海岸保全基本計画、上の黒丸のすぐ下にあたると思うのですが。委員の言い方私なりに解釈すると、治療法はいっぱい書かれているのですけど、伊勢湾とか東紀州沿岸の診断、今どういう状況で長期的にそれがどうなっていくのかということが、それを踏まえた上でいろんな処置をされるのがいいんじゃないかと。基本方針、つまり繰り返しですが伊勢湾岸がどうなるのか、伊勢湾がどうなるのか、東紀州の沿岸がどうなっていくのか。特に砂の問題ですけれども、その動向がどうなるのか。つまり診断がどうなのかというご質問だと思っておりますけれども。治療法は確かにずら

ずらっと並んでいるんですが。

(港湾・海岸T M)

それにつきましても、海岸整備のアクションプログラムの所でご説明させていただいたのですけれども、防護に関する優先度を定める時には、各海岸の侵食の状況でありますとか、それも診断いたしまして、防護の水準とか老朽度を把握した上で、その計画に盛り込んでいく予定でございます。

(委員長)

という、今ご説明いただいたのはアクションプログラムの前なので、そのルールには則らないで個別にされたということですか。

(港湾・海岸T M)

アクションプログラムというのは県独自で動いている作業なんですけれども、この海岸保全基本計画の参考と言いますか、保全の水準でありますとか現状はなかなかこの保全基本計画の中で調査が難しいものですから、先行して県のほうで現状を把握して、侵食の度合等も把握した上で、アクションプログラムで個別のプログラムを作ります。それに基づいたのを基本計画に移していくというようなプログラムで、今作業を進めさせていただいております。

(委員長)

おそらく委員はそれをちょっと前に言っていたら、もう少し理解しやすかった。

(港湾・海岸T M)

申し訳ございませんでした。

(委員長)

委員長勝手に喋りまして、どうぞ。

(委員)

ありがとうございます。それでいいんですけど、私の心配としては、海岸が痩せていくのに対して離岸堤なり何なり処置をしていかなければいけない。あるいは今日の議論にもあるように、例えば堤防が古くなっていく、クラックが入ってきた。それを新しくつくっていかなければならない。これは三重県下どの海岸にでも、本当に多かれ少なかれほとんど適用されていく。一番心配なのは、海岸事業というのは永遠にそういう形でやらざるを得なくなっていく。いくら計画を立てても、いくらアクションプログラムを立てても、どこかでそういう現状に対してしっかりした考え方を持って、はっきりした目標みたいなものに向かっていかない限り、永遠に続けていくことになっていく。

もともと三重県は海岸が非常に長大だから、なかなか他に予算が回らなかったとよく公共事業の中で言われるわけですから。そういう意味では三重県の海岸事業というのは、よ

ほどしっかり現状把握と将来への予想というものを立てていかないと、三重県の公共事業の中で最もそういう意味では責任のある立場なんだろうと。今まで予算を大量に使ってきて、常に重要なポイントとして言われてきて。僕は1つ1つの事業に対してそんなに大きな問題があるというふうな捉え方はしてないんですけど、県として海岸事業をどう考えていくかというふうなところが今ひとつわからない。

例えば離岸堤をずっとつくっていったら、海岸が痩せていく時に離岸堤をつくって、じゃあ海に向かって全部離岸堤つくって、じゃあ何になったかということと同じ状態になりましたと。何十億か何千億か入れて、三重県の海岸は昔と同じ状態にやっと戻りました。また横が傷んできたのでまた始めましたというふうなことを県民が求めているのであれば、そうしますよと。これだけ将来まで永遠に金が要りますよということは、やはり出さなきゃいけないだろうというふうなことで。そのへんをはっきりしてかないと、海岸事業というのはなかなか難しい時代になってきたんだろうというふうに理解をしています。

(委員)

私は委員の意見として、海岸の砂浜がだんだんなくなっていくということについては、やはり海岸だけの問題だけではないと思うのです。もっと抜本的な全体の山の問題とか川の問題とかも含めてお考えいただくような、そういう大きな視点のあり方というのを目ざしていただきたいというのは、ちょっとこれは委員の意見のほうに付け加えさせていただきたいと思います。

例えば家屋数が減っていくとか、人が減っていくとか、そういうことはどういうふうに出して考えておいでなのか、お聞きしたいと1つは思います。そしてこの表記が異常気象がある場合というふうになっておりますが、例えば台風とかそういうのは異常気象と言っているのか。私それがちょっとよくわかりません。自然災害というのが本当はふさわしいのかなというのが、本当にごく普通の感想と。あまりこれは大きな質問ではありませんが。今一番大きく質問したいのは、そういうB/Cの中で、家屋数の変化とか人数、住む人の変化がどういうふう反映されているかということをお聞きしたいと思います。

(港湾・海岸TM)

家屋数の変化は50年間考えておりません。現状の維持というふうな考え方の算定をしております。

(委員)

費用便益比の便益の数字というのは非常に重大なこととして。家屋数の変動を全く考えていないということが、本当にいいのかわかるかということ。例えば過去10年間でも人数が減ってきているとか、あるいは逆に増えてきているとか、戸数が増減しているということは明らかに多分数字としては出てくると思うんです。それを考えないで、今の現状でそのままずっとあると考えるのは、本当に不自然で適切な説明ではないと思いますが。

(港湾・海岸TM)

人口の減少分というものは、ただ今申しましたようにまったく考慮されていないという

ふうなのが、今の計算式でございます。今後の社会経済状況の変動を想定しました社会的割引率を考慮というか、今現在4%やったか。そういうふうなものが出てくれば、そういうふうなもので考慮していく必要があるんじゃないかと。

(委員)

社会的割引率というのは多分並べての数字だと思うんですよ。個別に地域別なやっぱり特殊性とかがありまして、ここの地域はだんだん減っていく傾向があるとか、ここはうんと増えますよとか。やはりすごく個別性があると思うんです。だからそういうの並べて計算するというのは、今で言うと如何なものかというふうに思うわけです。

(港湾・海岸TM)

そうですね。やはり個別地区ごとに出される形はあろうかと思います。全体的には出るのは簡単ですけども、個別にも今後そのような形で。出る方法が確立されれば、われわれもそれらを採用していくというふうな形になろうかと思うんですけど。

(委員)

なかなか難しいと思うんですが。先ほども申し上げまして、過去10年はこういう推移がありますよとか、そういう参考数字だけでも結構です。これよりかはもっとわかりやすいというか、説得性が多少なりとも増えるというふうに考えますが。

(委員長)

そのような算定方法が提示されればと言われたんですけど、提示する意思はないですか、自分たちがそのようなものを開発する。

(港湾・海岸TM)

私どものほうからですか。私どももそういうふうな形で一度提案してみたいというふうに思います。

(委員長)

この委員会でもよくB/Cも三重県方式でどしどしされておられますので、今委員が言われたように、50年後極端なことを言うとなんていうことになった場合。起り得る話ですので、今スピードの時代ですから。そのあたりの評価方法。といってこれ事業おっしゃるように、遅々としてどうですかね、100年でこう続けていくという。そのあたりの考え方の整理ということをしていただければ、大変ありがたいと思います。

(委員)

単純な質問です。11ページの絵を今見ておるんですが。今回の海岸の工事で被害が想定される区域がピンクで塗られております。左端のほうの海岸の状況はどうなっているのか。例えばそこがあまり整備されてないと、越水し回り込んできて、今の紫の所の裏側の家屋が密集している所も水がつくわけですね。もうちょっと質問を拡大すると、委員の全体と

しての海岸整備の考え方となるんでしょうけど、この周辺の海岸の整備状況と今回の部分との関係、整備の状況についてちょっと教えてください。

(港湾・海岸 T M)

背後に浸水想定区域と書いてございます、その部分、ピンクで塗られました部分。前面の人工リーフによって、養浜によって守られる地域は今ポインターで示した部分でございます。こちら側は、左側と申しますか、それは別地区の海岸での算定でございまして、今回のこの地区とは関係ございません。

(委員長)

委員、今のご回答でよろしいですか。

(委員)

別資料の3ページは相差ではないんですか。質問は先ほどの11ページの絵でも同じように浸水想定区域でピンクで塗ってあります。切れてますけど下のほうで回り込んで左のピンクも同様に湛水するのかなと思ったんですが。そうでないという説明なので、単純に資料の表示の問題なのかもしれません。しかし、左側は白く塗られていれば問題がないと思うんですけど、先ほど言いましたように、隣の左側の堤防があまり整備されていなければ、今回対象地区をとりわけ優先的にやる理由がどういふところかなという質問を追加しないといけないと思ったんです。この対象地区と別の話なら結構です。確認をお願いします。

(港湾・海岸 T M)

大変申し訳ございません。左端の部分はすでに済んでおります。メッシュで実は青で塗ってある部分が確かに別海岸の所まで塗ってあります。ミスでございます。対象区域としては今ピンクで塗ってある部分です。

(委員長)

すいません、確認ですけれども。左のピンクは白地のほうがいいということですか。それとも今おっしゃったようにカウントされてると。

(港湾・海岸 T M)

ええ、白地が適切だと思っております。

(委員長)

白ですね、はい。では慎重に訂正よろしくをお願いします。

(港湾・海岸 T M)

申し訳ございません。浸水メッシュのほうが間違っております。

(委員長)

一番初めの航空写真を見せていただけますか。

(委員)

ちょっと説明があまりよく理解できないんですが、どっちが本当かわかりません。付図というか、3 - 2の資料が間違いだというふうに理解したらいいんでしょうか。先ほどの11ページの養浜と書いてある堤防の裏側のピンク、11ページの絵ですが、浸水想定区域というラベルが貼ってあるピンクゾーンだけが対象の想定区域で、左端のピンクゾーンは今回の海岸事業とは別個だと。

(港湾・海岸TM)

そういうことでございます。

(委員)

次の質問です。ちょっと計算の仕方がわからないので。別資料の3 - 2の7ページの一般資産被害額が9,000万円というふうにあるんですが、6ページの上にある家屋単位あたり評価額 $\text{m}^2$ 当たり14万4,000円等々を先ほどの10年確率で積算していくと9,000万円になったという説明だったように思うんですが。この9,000万円はどの範囲の民生の被害額なんですか。先ほどのピンクゾーンなのか、左側の田んぼも含めた農業生産も含めた被害額なのか、ちょっと教えてください。

(港湾・海岸TM)

7ページの対象流量に対応する被害額、それぞれ10分の1、20分の1、30分の1とございます。その被害額にそれぞれの10分の1、右側の異常気象によって生じる被害の生起確率。これらをそれぞれの10分の1は10分の1、20分の1は20分の1に掛け合わせた数字をトータルしたものが、一般資産等の被害額になっております。

(委員)

事前レクの時には3 - 2の資料の3ページのブルーゾーンが被害対象区域だというふうに、説明を受けたんです。そうすると先ほどの11ページの浸水想定区域よりも相当広い範囲が母数に入っているような気がするんですが。そのへんの整合性をちょっと確認させてください。

(委員長)

今のご質問の一番のポイントは、補足資料の3ですけれども。これがさっきおっしゃった勇み足でピンクに塗ってしまった。そこも含んでいるのか含んでないのか。おそらくこちらの絵と縮尺が違うと思うんですね、このメッシュとこちら。多分浸水想定区域だけをメッシュで区切ってられると思うんですけれども。そのご質問なのです。

(港湾・海岸TM)



ちょっと確認させてください、すみません。

(委員)

質問の意図は、被害の想定額の論理はわかったんですが、資料の分母がそれぞれの数値で違っているような印象を受けるんです、絵が違うもんで。それで理論構築はかっちりしてるんだけど、出てきた数字が本当に信用できるのか疑問です。

(港湾・海岸TM)

面積のほうは資料3 - 2の4ページにございます、浸水想定面積の50年確率のほうですね。14.5ha、これが面積になっております。ひとつそのへんチェックさせていただきたいと思います。ちょっと面積のチェックにつきましては、また改めまして。

(委員長)

この審議が終わるまでに。大事なことでするので、確定お願いします。では委員どうぞ。

(委員)

私は2点質問をさせていただこうと思っております。まずその1つは工法に関わるものなんですけれども、この3つの海岸事業の工法は、3つそれぞれみんな違った工法をとっていますね。例えば人工リーフがあったり、アンカーで引っ張ったり、積み重ねたものがあったり、いろんな形の工法がある。それは地域の、特に海底地形のいろんな特徴によって変わった工法が考えられるのは、ごく当たり前のことだと思うんですが。メートル当たりの事業費を見てたら、どの工法をとってもだいたい370万から450万。そういったような安上がりというか、375万ですか。それとちょっと高くあがったアンカーを使っている地盤が弱いということで改良しながらやっている所が450万。そういったメートル当たりある程度差が出てくるというようなものなんですけれども。例えばそれぞれの海岸の目的や性質によって違った工法があるのは当たり前かもしれませんが、事業費そのものに関わるもので考えた場合、この地域に一番合った形でやっているのかどうかの説明をもう1つお願いしたいんですね。

どういうことでその話をしているかということ、特に的矢の所でアンカーで引っ張っているんですけれども、地盤の弱い所の部分でかなり何と言うんでしょうか、既存の港湾の所からかなり右側に出てきて、そこでいろんな形の工法を使ってアンカーで固定をさせるといような部分で、どこまで外付け、要するに海側に引っ張ってやっているのかということ、できるだけ既存の港湾に近いような所の部分にくっ付けてやっていく形のものでは考えられなかったのかということ。それによってメートル当たりの事業費というような部分もかなり変わってくるんじゃないかなということ。工法に関わるあり方で説明をお願いしたいと思っています。それが一点。特に的矢の海岸事業に関する工法に、もうちょっと説明をしていただきたいと思います。

もう1つが費用便益比B/Cのことでの話なんですけれども。海岸事業だいたい1.0をはるかに超えています。本当にいろんな評価をやってみますと、農業とかそれに関わる事業に比べると、海岸事業はお金はかかるけれども、B/Cも非常に高いと。1.0を超えるどこ

るか、もう本当に数倍から数十倍というような形でB/Cということになっているので。言ってみればB/Cが1.0を超えたら、事業を継続する1つの大きな根拠があるという形から考えてみると、正直に言って海岸事業B/Cの面では非常にメリットがあるかなという印象を受けているんですね。

先ほどから話があったように、50年を1つの期限としてやっているという根拠は、おそらくコンクリートの寿命だとか、いろんなものから50年だという形での従来の考え方できてると思うんですが。先ほどから異常気象とか気象災害とか出てるんですが、本当に最近では異常気象というか、そういうところであらゆる所での自然災害というものが頻繁に出てくるというのがあるかと思うんですね。例えば50年のリスクを考えて想定してたものが、10年で来る可能性もありますし、20年で来る可能性もありますし。要するに社会的な変遷があったものと併せて考えた時に、自然災害のほうははるかに早く来る可能性も出てくる。そういった場合、50年のリスク論で考えていいんだろうかという部分に対してはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

結果的にこういうことで頻繁に起こり得ることになるとすれば、B/Cは遙かにまた超えて高い数値を示すことになるだろうとは思いますが、工事そのものが50年のスパンで考えたものが10年、20年で来た時に、もろく崩れ去っていくという形に、もしなるとすれば、このB/Cというところの部分の考え方も変えないといけない部分があるのではないかとこの部分で懸念します。そのへんの部分に関してどういうふうに対応しているのか、県側の見解を伺いたいと思っております。

(委員長)

はい、回答よろしく願いいたします。

(港湾・海岸TM)

的矢港的矢地区海岸の断面に関してでございますが。既設護岸より一定の距離を離して矢板を打ち込んでおります。前に地盤改良をしております。この地盤改良、要は鋼矢板の前に地盤改良をしております。この改良が非常に障害物に弱くて、要は既設護岸の捨石とかそういうものを外す必要がございます。それでなければ要は地盤改良ができないというふうな地区でございます。従いまして障害物のない、要は転石とかそういうふうな基礎捨石を外した位置に地盤改良を設けてございます。そういうふうな形で要は既設護岸から一定の距離を外して施工してございます。要はぎりぎりにいたしますと、この既設護岸の捨石、基礎捨石ですね、基礎に捨石が入っておったり、被覆石が入っておったりします。それらを貫入できないので、そういう面で一定の距離を外して地盤改良するというふうなところから、既設護岸からこれくらいの距離を外してございます。

(委員)

一定の距離というものがわからないんですけども。今ここで考えている一定の距離というものはどこからどこの所を意味しているのか。例えば地盤改良の所は粘土層なんですよ。非常にもろいと。それを例えばやや今のような左側にシフトさせるということが、一定距離を保つようなところの部分で、どこの距離が一定の距離なのか。要するに1番下

の層の部分から 100m 離れるということをやっているのか。1 番上の護岸ができてい  
る所から一定の距離が 100m、200m 行った形でやっているのか。そのへんの詳しい説明が  
ちょっと欲しいんですよ。

(港湾・海岸 T M)

既存コンクリートの法尻といいますか、その足元ございます。この部分を外して一定  
の距離というか、そういうものを保っていると。この既存部分に影響のない所で地盤改良  
を行っているというふうなことでございます。

(委員)

でしたら水平距離でだいたいどれくらいの所に、今のところ。これは模式図だからあれ  
なんですけど、なぜこういうことを申し上げるかという、結構詳しいですよ。水位レ  
ベルの D L + 4.50 とか、ものすごくこのような設計の段階で細かく出ているにも関わらず、  
一番肝心の基本的に水平距離で何メートルとか、垂直でどのくらいとか、そういった部分  
に関して全然表記されていないんですよ。それで感じから見ると、言っってはちょっと悪  
いけれども、適当に書かれているような気がしてならないんですよ。適当というのはどう  
いうことかと言うと、ずばり申しますと、この今まである護岸の所からある程度の距離が  
空き地としてできると。そこをもし上手く利用できてそんなに工事もかからなくて一番い  
い形でできて、みんながハッピーという形になるものであれば、一定距離が 100m であ  
ろうと、200m であろうとそれはまだ納得のいく話なんですけど、どうもそれがちょっとわ  
からない。そのへんをもうちょっと詳しい説明が欲しいということが狙いだったんですね。

(港湾・海岸 T M)

既存護岸がございまして。この既存護岸に対しましては、私ども現況調査をいたしてあり  
ます。非常に軟弱地盤の上に立っているというふうなことから地盤沈下を起こし、堤体  
にもクラックが生じていると。従いまして私どもはこの既存護岸を利用しながら新しい護岸  
というものを 1 つつくるということは、地盤の支持力と言いますか、地盤の強さから計り  
まして不可能だというふうに考えております。それと先ほども申しましたように鋼矢板を  
打ちます。するとどうしても当然コンクリートの上へ既存の施設を貫くわけにはいきませ  
ん。しがたって既存の施設より外して鋼矢板を打ち、地盤改良をする必要があります。

(委員)

そこでちょっと納得がいかないのは、見るとアンカーが立っている所は左岸なんですよ  
ね。それは例えば今既存のピンク色で塗られている所をかなり左の部分、要するに今護岸  
ができてい  
る所から一定距離だとおっしゃるんですけど、一定距離が何メートルかという  
のが今はっきりおっしゃらないのですが。もうちょっと例えば左岸のアンカーができてい  
る所はある程度地盤改良するような所の深さから考えてみると、左側に寄せると、より  
厚さという部分が薄くなっているの、経費削減につながるんじゃないかと、そういつ  
たところの部分を慎重に考えたのかどうか聞いてみたいことなんです。

(港湾・海岸 T M)

既存の施設に障害があるとか、あるいは施工する上で最小限の前出しというか、要は支障のない所で最小限の前出しをして、それぞれ現地調査をしまして行っているというのが現状でございます。

(委員)

一定距離というのは何メートルくらいなんですか。

(港湾・海岸 T M)

一定距離というのは、この護岸の前面ですね。これの根入れと下に捨石等があればそれらを避けて、それらの距離を外して施工させていただいていると。

(委員)

平面図があるんだから、だいたい3 mから5 mくらいですとか言えばわかるんじゃないか。

(委員)

これ今話してもちょっと平行線をたどるだけで、時間がもったいないという気がするのですが。ちょっとあとで足していただきたいのは、まずあれだけ細かい水位レベルな所でプラス・マイナスが1.何メートルという感じで、50 c m単位で水位とかが出てるような細かさに比べると、一定距離というところのギャップが大きい。その部分の整合性がとれていませんということと。地盤が弱い所を強化するための部分で、左岸がすぐその下になっている所でアンカーがそこまで行くという形で考えた場合に、そのアンカーの部分が多分じゃまされない、ひとつのワイヤーですからそうかもしれないけれども、ぎりぎりのところまで、とにかくやっていくところの部分で、ある程度の計算なりがあったのかどうか。

もしなかったとすれば、なかってもしょうがないことかもしれないけれども、できるだけ納得いくような数値ないし、平面図ないし、あるいはシミュレーションした値ないし、いろんな形で口述する時には地層とかいろんなことも全部調べられたデータがあるはずなので、そういった部分も踏まえて納得がいく形での数値なり図面なりをもう一度提示していただきたいと思います。それから次の費用対効果のところでの答えをお願いします。

(港湾・海岸 T M)

答えになるかどうか、ちょっと私もあれなんですけども。50年に一度の確率であります。確かに委員おっしゃるように、それが10年に起こるんか、20年に起こるんか、それやったら10年やないか、20年やないかというふうなご質問だと思うんですけど。あくまでも算式上の確率で出しておりますもので、そのへんご理解願いたいというふうには思っております。100年確率でも明日起これば、それは1年確率にそれがなると言われればそうかもしれない。しかしあくまでも数字上の確率で出しているというふうなところをご理解いただきたいと思います。

(委員)

話が長くなりましたので。実は費用対効果のところ 50 年確率もちょっと話をしたいんですけども、一応これで私の質問は終わらせていただきます。

(委員長)

それで今 1 つ勉強になったんですけども。例えば断面図、先ほどのアンカーの所の、見せていただければいいんですが。これでもう少し設計図とまではいかんですけど、例えば法がどのへんまで入っているとか。いわゆるそこまでいくと旧の法をうってしまうんだとか。だからここまで引いたんだとか。もう少し構造物の横断面図を詳しく書いていただければご説明もやりやすいし、われわれも理解がしやすいと思いますので。これは他の部に対しても、なるだけわれわれが見て理解できるような断面図と平面図をお願いしたい。以上です。

(委員)

アクションプログラムでちょっと 2 ページを見ていただきたいんですが。この防護に関する優先度ということで、ハードが 3 点ほど挙げてあるんですが。自然環境というような条項は考えられないのかどうかと、こういうのが 1 点。もう 1 つは今の B / C の話で、例えばこういう護岸とかいった問題は非常に長期間、いわゆる 20 年の長きに渡って工事が行われるという場合は、ちょっとこれ私わからないんですが、着工前に当然計画をされた時の B / C と、10 年くらい経過した時の見直しの B / C と。先ほどもご質問あったんですけども、背後地の状況は非常に今変化をするというところから、完成前くらいに判定した B / C と、いろいろな比較というものがあってもいいような感じがするんですけどもね。ちょっとそういう点についてお教えいただければありがたいと思います。

(港湾・海岸 T M)

それでは先ほどのアクションプログラムの委員おっしゃっていただきました自然環境の面をここで把握しているのかという、まずご質問だと思うんですけども。この 3 つのうち高潮というところで、天端高さの評価をするんですけど。それにつきましては先ほどの自然環境を反映した波をシミュレーションしまして、その越えてくる波に対して適切な天端高さがあるかというところを、この高潮というところで評価してますので。この高潮の天端高さとか前浜勾配につきましては、そういった自然の波の状況を反映させて判断するというところで考えさせていただいております。

すいません。ちょっと勘違いしておりました。自然環境の配慮につきましては、その海岸保全環境のところでは把握といたしますか、判断の 1 つにさせていただいて、配慮させていただきます。

それともう 1 点 B / C は、ここで一旦評価、この中でもするんですけども。こういった再評価審査委員会の中でもその都度評価を最新といたしますか、その時点で評価をすることになってございます。

(委員長)

他の委員の方、委員どうぞ。

(委員)

いくつか質問があるんで教えていただきたいんですけど。これは単純な質問です。鳥羽市の家屋の表があったと思いますが。家屋の延べ床面積が一棟当たりという単位になっているんですが、数字がおかしいんじゃないかなと思います。1つそれです。ごめんなさい。こっちの資料ですね。今日いただいた薄いほうの資料の6ページの鳥羽市の家屋の延床面積という欄がありますけど、これおそらく1棟当たりの延床面積じゃなくてトータルだと思います。単純な話ですけれども、他の数字大丈夫かなとちょっと思いましたので質問させていただきます。

それから相差地区のこちらの資料の5ページの浸水高さ別の浸水被害率というのが、地盤からの浸水高さがずっと書いてあって、表が書いてあって、かなり細かい数字が入っていて、その下に例えば公共土木施設の被害額が一般資産被害額の245.68%とするとか、公益事業等被害額が一般資産被害額の6.74%とするという書き方のみで、数字はすごく細かいんですけど、今ひとつどうということなのかがよくわからないんで、ご説明をいただきたいなと思います。

それから先ほど皆さんが、委員が言ってみえた断面の話なんですけど、もう1回ちょっと見せていただきたいんですけど。アンカーを使った絵を、的矢かな。委員の質問に対するお答えを聞いてて、すごくもどかしかったんですけど。おっしゃりたいこと私はすごくよくわかって、私は理解したつもりなんですけど。それを委員が何を質問しているかに対してのお答えとして、かなりの的を外したお答えをしたような気がしてしょうがないんですね。要するに鋼矢板を打って地盤改良を手前にするために、それまでの既存の基礎の割栗石を避けて前へ置きましたという話を多分してみえたと思うんですよね。それがおそらく海岸線ってこう湾曲してるんで、場所によって水平距離が、例えば2mの所もあれば3mの所もあるみたいな既存の部分を探っていかなければいけないんで、おそらく水平がきちんと数字を出しかねたんじゃないかなと私は思ったんですけども。もともとあった栗石を避けて鋼矢板を打ってその前に地盤改良をするような形で、ある一定の距離を水平に出さなければなりませんでしたということですよ。

その場合に委員おっしゃっていたのは、どうして前へ出さなければいけないのかという話と、前に出した時に既存の護岸の堤防と新しくできた堤防との間に水平部分ができますよね。これはおそらく既存の護岸までが今までの陸地だったわけですから、そこから先に細長いフラットな場所が海岸線に沿ってずっとできると理解できるわけですよ。その部分を有効に活用できるのかという話もちょっと付け加えてみえたように思うんですけど。その部分に関しての使い道とか、その部分を越波しないような状況の時にどう使うか、みたいなことも想定して計画を立ててみえるのかどうかということもお聞きになりたかった中の1つじゃないかなと思いますし、私もそう思います。

地盤改良がとても大変なんで、前へ出していきますという話だったんですけど。この地盤改良の方法をお聞きしたかったんですけど。セメント注入するだけですか。セメント注入の地盤改良ですか。

(港湾・海岸TM)

セメント注入というか、粘性地盤改良がございます。それを注入してそれを攪拌しながら棒状の杭をつくるというふうな形でございます。

(委員)

注入改良をなさるといいますか。

(委員長)

今のご質問は全部置き換えるのか、それとも今ご説明あったような鳥羽の前でやっているパイルで打っていくのか、それは一体どういう安定工法するのかというご質問ですけど、その工法です。地盤の部分、矢板の根入れした前面っていうんですか、海側。

(港湾・海岸TM)

この地盤改良は確かセメントミルクの30%、面積割合でいきますと1㎡あたり30%の改良を行うというふうな計画でございます。したがってそれを前面の固定軸にしまして、この矢板を支えるというふうな考え方でございます。

(委員)

土木はよくわからないんですけども。おそらく下の盤の所を支持層で考えてみえて、垂直はそちらで受ける支持層ですよ。そうすると前面だけに地盤改良してみえるという、下ではなくて前面に地盤改良してみえるというのは、水平の波の水平応力に対して鋼矢板の跳ね上がりを抑えるための措置かなと思って、今この絵を見てたんですけども。柱状改良なさるとすると垂直に対して支持するというやり方だと私は理解してたんですけど。垂直を受けるんですか。水平の跳ね上がりをあそこで抑えるわけじゃないわけですか。

(港湾・海岸TM)

垂直ではなく水平でございます。頭はアンカーで引っ張って、真ん中へん、地盤に接する部分につきましては跳ね上がりというか、前面の地盤改良で抑えるというふうな考え方ですね。

(委員)

それからもう1つ、養浜という言葉がだいぶ出てきているんですけども。文字通り浜をつくるということかなと思うんですけど、砂をどこからか運んできて、そこへ置くと。盛土みたいな形で置くということでしょうか。そうだとするとその砂はどこから持ってくるんでしょう。先ほど委員も言われましたように、私たちこの場で例えば河川のほうの砂防工事のお話をお聞きすると、砂が溜まって溜まってしょうがないと。取る工事に何百万かかります、何十万かかりますという話をとてもよくお聞きするんですよ。海岸のほうのことが埴上にのると、砂が足りなくなって足りなくなると。とうとう今日は養浜をするのに砂を運んできますという話で。

結局川から水が流れて海に流れていくわけで、全体としてお聞きしていると非常に話が

ちぐはぐというか、あっちでお金を使い、こっちでお金を使い、こっちは砂を取ることにお金を使い、こちらは砂を入れることにお金を使い。とても効率が悪いというか、もうちょっと何とかならないかなという印象を受けるんですけど。養浜について少し説明していただきたいと思います。

(港湾・海岸 T M)

5 ページの一般資産の被害額、公共土木施設被害額の 245.68% とするというのはちょっと数字に関してなんですけど。実は中部地方で決まった係数でございまして、それぞれ北海道、東北それぞれが割り振られた係数でございまして。ちょっと私どもも、これの中身がどういうふうな形でやられているのかは分析しておりません。公共事業等の被害額の一般資産の 6.74% につきましても、同じでございまして。中部地方として割り振られた% でございまして。それから 6 ページの鳥羽市の家屋の延床面積ですけれども、これ申し訳ございません。ミスでございまして。棟を消していただきたいというふうに思います。鳥羽市全体の延床面積でございまして。

それからの矢の背後の計画です。私どもは胸壁から 3 m の管理用施設を取らせていただいております。その背後の利用につきましては、地元さんがいろいろとまた対応するというふうなことで聞いております。私どもは計画ありきの中で前出ししているというふうな話ではございません。海岸保全施設を純粹に構築していると、背後にはたまたま余った施設ができます。これにつきましては今後地元さんの協議の中で対応していくというふうに聞いております。

それと養浜砂はどこから運ばれるのかというご質問でございまして。養浜砂は今九州と聞いております。これまでは四国というふうなことも聞いておりましたが、四国もかなり少なくなってきておまして、今は九州で大体運搬してくることが多いんじゃないかというふうに思っております。

そんな中で砂防堰堤に溜まった土砂というふうなお話ございました。確かに流形の揃ったいろんな土砂であれば私どもの流用の道はあろうかと思っております。ところが砂防堰堤でございまして、木屑とかいろんなものがございまして。それらを選別するというのが大変な作業でございまして、最終的には私どもは九州の海砂なり、あるいは山砂利などを購入して、それらを養浜にあてているというふうな形でございまして。

(委員長)

委員、よろしゅうございますか。委員、どうぞ。

(委員)

委員の質問に B / C は評価に上がるたびに洗い直しをしているんだとおっしゃいましたが、今回もこれは再評価でもう 1 回上がってきた案件ですよね。そのたびに洗い出しをされたもちろん B / C になっているわけですね。以前はどんな B / C だったか、ちょっと忘れたんですよ。それを教えていただきたいのと。そして先ほども申しましたようにやはりこの 10 年間のうちに家屋数がどういうふうに変化をしているかという数値は全然つかんでいらっやらないのですか。それはやはり非常に重要な数値だと思うので、是非はっ



きりしていただきたいと思います。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

この図面見ててちょっと思ったんですけど。例えば土壌改良して鋼矢板打って上を固めて、そうしますともう旧の堤防というのはもう沈下しなくなるのですか。

(港湾・海岸TM)

最終的には沈下は収まると思います。しかし私ども背後を埋めますと必ず連れ込み沈下といいますが、地盤が悪いので圧密がかかりまして、背後も連れ込み沈下をしますと。だから背後もまた若干天端高が不陸起こると。要は落ちるといふふうに考えております。

(委員)

なぜそういうことを伺ったかと言うと、じゃあ地盤改良だけして、旧の堤防を生かせないかというふうに、素人っぽく思ったんですけど。前の鋼矢板までやってあと上固定したら、同じDLで4.5使うんだったら、旧の堤防ちょっと直せばいい。地盤改良して直せばいいじゃないかという極めて単純な発想で、それは難しいということなんですね。

(港湾・海岸TM)

旧の施設の下へ地盤改良できれば、それは可能かと思うんですけども。まあ下にはできませんので、前面にする。前面にすることによって、要は既存の堤防が支持力と言いますか、土の強さですね、押さえる、反発する。それが得られておりませんもので、前面に何をしようと現況の地盤は沈下するというふうに考えております。しかし、一定のその中で背後を埋め立てて沈下すれば、全体的には鋼矢板と地盤改良で押さえられてしまいますので、そのへんは最終的には落ち着くと。それがどのくらいの期間かと言いますと、非常に長い期間に落ち着くと。それは急速沈下はしませんが、5年、10年、20年のオーダーで沈下をやはり続けるというふうに思っております。

(委員)

5年、10年になったら、工事期間と似たようなもんだなというふうにも捉えられますし。三重県の堤防って、つまり今までの堤防っていうのは全部そういう土壌、全部とは言わずに、土壌というのはあまり考えずにどんどんつくってあるわけですか。

(港湾・海岸TM)

セメントミルクなどで実施する工法は、20年くらい前から確か普及してきたと思っています。あとはサンドコンパクションといいまして、砂杭で入れ替えるという工法もございします。それは歴史的に見ると30年くらいの歴史かなと。したがってそれ以前に、伊勢湾台風時ですので既に40年以上経ってるということから、これまでの既存の施設はそ

うふうな地盤改良というものはしてございません。要は一般的に言えば、先行圧密と言いまして、物を置いといて地盤を沈下させといて、その上へあらかじめ沈下させた上へまた取って、その上へまた構造物をつくっていくというふうな工法を用いたというふうに聞いております。したがって下の地盤改良はしてありません。

(委員)

さっきの一般資産の被害額の 245.68 という数字が、中身がわからないという話をされてたんですけど。多分僕昔自分で森林組合の組合長やってまして、会計検査を受ける立場だったんですけど。あるそういう一定の数字を使った時に、その数字の元々のその数字を出す原簿の数字が少し変化していたのに、ある表が変化しきってなかったわけですね。それはある省のミスだったんですけど、はっきり言えば、ただそれは元々の数字をお前は知ってなかったのがいけないんだということで、僕は県庁の講堂でだいぶ叱られたんですよ。

つまり 245.68 という数字の、これ B / C というのはすごく重要なことで、その数字がどうやって出てくるかというのは、当然担当であれば知るべき数字です。その数字の整合性というものは自ら納得した上で使うというのは、当たり前の話だと思うんですけど。僕も叱られた時に「ああ、当たり前だったな」というふうに反省して、それから設計をする時には必ず数字は元の数字をきっちり追っかけるというふうなのを担当に言ってるんですけど。忙しいのはわかるんですけど、これはでもお答えとしては、公共事業を担当する者としてはまったく責務を果たされてないお答えだなというふうに、私は感じました。

それからさっきの養浜の話なんですけど、九州から土を持ってくるというところで、これはなかなか難しい話なんですけど。環境を考えるとというふうなところがあるんですけど。土を持ってくるというのは環境的にはすごくいろんな問題を持ってのわけですね。例えば九州の土は殺菌してあるとかいうわけじゃなくて。そういう海の砂を、山の砂でも、どっかから大量に土壌を移動してくるというのは、地域環境においては極めて危険な行為だというふうな理解があまりされてないんじゃないかなと思うんですよ。そのへんは土の移動ということを、もう少し三重県織細に考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思ってます。以上です。

(委員長)

工法について、私もちょっと「むやむや」っとしたものありますので。改めてすみませんけど、私委員長宛てにちょっと時間取っていただければいつでもいいんですよ、今じゃないんです。ちょっと工法について皆さんの意見総合して、私一度県庁へ行ってもいいですし、聞かせてください。

(港湾・海岸 T M)

はい。

(委員長)

それからもう 1 点。今まさしく言われたんですけども、さっき委員も言われたんですけども。河川、例えば砂防ダムの再利用、堆砂を。それは木屑や根や流形が均一でない

からと言われたんですけど、いわゆる環境の維持と考えると、それは古い言葉ですけど緑の環境産業もしくはそういったこととして、ひょっとしたらあり得る話じゃないか。頭から否定する話じゃないんじゃないか。砂を持ってくる、九州・四国の砂がなくなる。ある現場では中国から持ってきてますけれども。安易に安いから買えばいいんだという発想と、今言われたそういう河川の堆砂のリサイクル、その比較について、この2点について、一度また時間取っていただいて、私お話伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(委員)

先ほどの245.68%の根拠は調べて報告していただくとして、この哲学についてちょっと教えて欲しいんですが。民生被害の2.5倍が堤防を含めた公共土木の被害なんですね。だから簡単に言うと、土木工事でつくった施設は民生被害の2.5倍あって、自分たちがつくった財産を守るのがこのコスト算定のかなりの部分になるというふうに捉えるのか。あるいは民生被害を小さくするために身代わりで公共土木が被害を被っているというふうに考えるのか。この245.68%の理念と申しますか、ちょっと教えてください。

(港湾・海岸TM)

先ほどのちょっと補足を含めて。一般資産被害額のうち公共土木施設の被害額でありますとか、公益事業等の被害額につきましては、水害統計というのを実施いたしております。過去20年間の平均値をこれは地方別にデータがございます。地方別で先ほど中部地方の場合が245.68と申しましたが、これが北海道から沖縄までの各地域ごとでそういった統計データを処理したデータがございます。中部地方の場合一般資産の被害額を100とした場合に、その実績の平均値では公共土木施設の被害額が245.68になってございます。公益事業等の被害額については6.74になっておりますが。基本的には多分公共が守ってるとかそういう理念は置いて、実績の統計データとしてこういった数字が出てきているということですので。多分そういったある一定のエリアではこうした公共土木施設が背後にかなり充足してきているということの1つの表れかなという気もいたします。

(委員長)

2件、ご説明お願いいたします。12時まで。

(事業評価・システム開発チームTM)

いったん休憩にします。

(委員長)

いったん休憩ですか。はい、わかりました。

そうしますと、事務は何時までですか。

(事業評価・システム開発TM)

そうですね、1時からよろしゅうございますか。

(委員長)

よろしいですか、1時。それでは、環境整備事業が残りましたが、1時から再開ということでもよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

(休憩)

(委員長)

午前、高潮対策に関しまして、2つ、3つ宿題がございましたけれども、午後の一番最後にご説明いただくということで、ご了承お願いいいたします。

そうしますと、海岸整備事業、2件残っておりますけれども、環境のほうから2件、続いてご説明お願いいいたします。よろしくお願いいいたします。

6 海岸事業(長島港(城ノ浜)港湾海岸)紀伊長島町

7 海岸事業(阿津里浜地区建設海岸)志摩町

(港湾・海岸TM)

はい、海岸環境整備事業についてご説明させていただきます。資料6-1、1ページをご覧ください。海岸環境整備事業は、周辺に公営の公園等の施設が整備されているところ、または予定のある箇所、完成後には一体的に効果が発揮できる箇所において、海岸保全施設に加えて、利便施設の整備を実施するものでございます。それでは、具体的に各海岸の説明に入らせていただきます。

初めに、長島港城ノ浜地区海岸環境整備事業について、説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。長島港海岸は、北牟婁郡北部の熊野灘沿岸にあり、出入りの激しい半島と、すぐ背後に山地が迫る磯浜とが複雑に入り混じった、典型的なリアス式海岸の地形を形成しています。海岸背後には、県営プールやホテルが整備済みとなっています。このため、陸域の施設と一体的な利用ができる施設の整備が求められています。

資料2ページにありますように、沖合に離岸堤、突堤を整備し、背後に護岸、遊歩道、人工海浜の整備を計画しました。実際の施設の整備計画ですが、この横断図のように、計画高潮位がDL+4.04mとなっております。この横断図のように、沖合に離岸堤を配置し、それに加えて天端幅10m、天端高DL+3.5mで養浜を行っています。また、養浜材の流出防止のため、養浜前面に天端高DL-1.5mの潜堤を設置しております。

全体計画は、資料3ページにございますように、延長560mに渡って、天端高DL+9.5mの計画で、護岸とそれに合わせて遊歩道を整備し、沖合には離岸堤を180m、突堤を4基整備する計画です。さらに護岸前面には潜堤を整備し、養浜により人工海浜を整備する予定でございます。

資料の5ページにございますように、平成14年度末現在の進捗状況は、護岸、遊歩道、養浜の一部を除きまして、整備が完成する予定で、事業費では全体事業費44億7,015万のうち、39億3,300万円と約89%の進捗でございます。当箇所は資料の6ページにありますように、海域部分の整備形態について、需要者との調整に時間を要し、事業は長期化しておりますが、事業は最終段階に入っております。現在のところ平成17年度に完成する見込みです。この箇所の周辺はリアス式海岸の景勝地であり、多くの観光客が訪れて

おり、また背後の道路やホテル、公園施設等を防護する役割を担っております。

B / Cについても、資料の7ページにありますように、1.67であり一応上回っていることから、引き続き事業を継続していきたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

最後に阿津里浜地区海岸環境整備事業について説明させていただきます。資料番号は7-1です。まずはスクリーンをご覧ください。当海岸は志摩半島の先端部の志摩町に位置する海岸です。当海岸の背後には国道260号のほか、地元志摩町などが出資した第三セクターが運営するオートキャンプ場が整備されております。このため安全を確保しつつ、海浜に親しめるような海岸整備が求められております。このように恵まれた環境にある当海岸の状況を踏まえ、高潮災害から背後地を守るため、資料の1ページにございますように、護岸だけでなく、海岸前方には人工リーフの設置を行い、海岸部には突堤と養浜を組み合わせた面的防護による施設整備を行うこと。そのことにより、親しみやすい海岸の整備を推進しております。

実際の整備計画ですが、この横断図のように計画高潮位がTP + 2.65m、既存堤防の天端高はTP + 6.5mとなっております。この横断図のように沖合に天端幅50m、天端高-1mの人工リーフを配置し、それに加えて、天端幅10m、天端高TP + 3mで養浜を行っております。

全体計画は資料の2ページにありますように、人工リーフを140mに渡って設置するとともに、突堤を1基配置し、さらに約6万9,000の養浜を実施する計画となっております。

資料4ページにございますように、平成14年度末現在の進捗状況は、緩傾斜堤防は471mのうち307mを完了し、養浜につきましても、緩傾斜堤防が完了している箇所の前面上については完了しております。また、人工リーフについても63mが完成する予定です。事業費では、全体事業費25億3,700万円のうち、15億3,930万円と約61%の進捗です。

当該箇所付近も資料の5ページにありますように、アワビなどの好魚場で、年間施工可能量は限られているため、事業は長期化しておりますが、現在のところ平成17年度に完成する見込みでございます。この箇所につきましても、背後に国道260号や、オートキャンプ場があり、依然として需要の必要性は高く、B / Cにつきましても6ページにありますように1.72であり、1.0を上回っていることから、引き続き事業を継続していきたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。海岸環境整備事業2点でございます。委員の方々、ご質問、ご意見頂戴いたします。はい、どうぞ、委員。

(委員)

両地区ともですが、最後の再評価個表というところに、防護人口はハイフン(-) 0になってるんですね。それで、その後にB / C算定の基礎データというカラー刷りがありまして、一般資産被害額が然るべき見積ってあるんですが、守るべき人口がないのに、このような額になるという計算の根拠を教えてください。

(委員長)

当初ご説明いただいたような、B / Cの計算の各項目、分子分母につきまして、この環境整備ではどうするのかというご質問ですが。

(委員)

多分、家屋等の財産は、それなりにあるのでしょうか。地図がちょっと小さいので、よくわからないんですが、若干はあるんだろうなと想像するんですが。防護人口というのがどこまでを視野に入れているのかちょっとわからないんです。これがハイフンというか、0で消されているので、一般家屋もほとんどないんだろうなというふうに推測できるんです。それに対して十何億というような一般資産被害額が計算されているんですね。

(港湾・海岸T)

すいません。先ほどの海岸高潮事業は、それぞれ防護人口を入れさせていただいておったんですけれども。委員ご指摘のように今、海岸の環境整備事業につきましては、防護にハイフンが入っているんですけれども、これにつきましては、B / Cの計算に当たっては、資産のみカウントしているということで、ここに人口を入れるとまたちょっと誤解があるといけないと思いますので、ここをハイフンで抜かせていただきました、この環境整備事業につきましては。

(委員)

例えば2ページを見ると、地図が小さいから切れているんでしょうけど、浸水想定区域、ピンクゾーンには、ほとんど家屋ないんですね。今の説明でわかったんですが、人がいないことイコール家屋もないというふうにみるのかなと思ったんですが。

(港湾・海岸T)

委員がおっしゃる通りでございます。

(委員長)

はい、お願いいたします。他にどうぞ。委員、どうぞ。

(委員)

浸水想定区域がピンクの所になっておりますよね。本来ならば一番浸水するところが重要で、そこを守るということがこの事業では一番大事になると思うんですよ。その事業のところが、平成15年度以降というふうになっていて、ちょっと本末転倒というか、ちょっと計画的にはおかしいのかなと思います。それは、事前説明の時にちょっとお聞きしましたら、海女さんのお家かなんかがあって、なかなか大変だったんだよというふうにおっしゃって見えましたが、そういうことも含めて、もう1回ちょっと詳しくお話を。なぜこういうふうな計画が、本来守るべき所が後回しになってしまったかということについて、伺いたいと思います。

(港湾・海岸TM)

平成 15 年度以降の部分でございますけれども、これにつきましては漁民さんの、確かに海女小屋もございます。今、生産活動もそこで現在しているというふうなことから、私どもは地元さんと協議の中で、一番生産活動のしていない所ですね、地元調整の中で、ここから向かって右側のほうから工事をさせていただいた。ただ、浸水区域につきましては、背後地の一番低い地域を浸水想定しておりますもので、一般的に言えば養浜の黄色い部分ですか、そのへんが一番危険な部分になってこようかというふうには思っております。

(委員)

生産活動を犠牲にしてはいけないので、そちらのほうは後回しになったんだとおっしゃってましたよね。例えばそういうふうにおっしゃいますと、こういう浸水とかのほうが、そういう災害防止のほうが大事で、生産活動のほうとバランスを取ったんだとおっしゃったんですが、そのへんがちょっとなんか飲み込めないというのか。

(港湾・海岸TM)

平成 15 年度以降の部分が、大変危険だという話、浸水想定区域がそこにありますもので、前面が何て言うんですか、そこから越波して来るっていう話ではございません。ここで一番危険部分は、黄色い部分が、外洋波共に受けやすいというふうな面も踏まえて、背後に越波しますと、一番低い所へ流れていくというふうなことで、ピンク色に塗ってございます。

だから、決して青い部分がいらぬという話ではないんですけれども、比較的青い部分はまだ安全性が保たれているのではないかなと。それと海女さん、地元の調整で私どもとしては、右側からやらせていただいというふうな形です。

(港湾・海岸T)

それと合わせて、当事業は、環境整備事業ということで、防護に加えて背後の利用途の整合も図りながら事業を進めるということで、国道 260 号線の裏に志摩町が出資しています第三セクターのオートキャンプ場が、平成 10 年に供用したところでございまして、この事業自体も平成 5 年のスタートでございまして。そのへんの背後の利用計画と整合を図るという観点も踏まえて、図面でいくと右側から整備を進めてきて、浸水の最も深い黄色の部分の護岸はもう終わっているんですけれども、順次そちらを向いて工事を進めてきたというような経過になっております。

(委員)

そうすると、守るべきものは、志摩オートキャンプ場が 1 番であって、ちょっとこう、私たち勘違いしてしまうんです。浸水想定区域は、そんな順序からいくと 3 番目ぐらいの所。

(港湾・海岸T)

非常に答えにくいんですけども、その浸水想定区域というのは、波が越えて来た時に、越えて来るところから順次、先ほど言いましたように、低い所に水が浸水していくということで、その護岸の高さを見て危険な所が守れば、とりあえずその浸水の原因が取り除かれますので、そのへんと利用も踏まえて、右側から順次整備してきて、黄色の所の整備も終わってきた。

(港湾・海岸T M)

越波による浸水は、例えば黄色い所に来たとしましても、想定浸水区域のほうへ流れ出ていくというふうな形に、この場合はなっております。

(委員)

黄色い所から、ピンクの所まで。

(港湾・海岸T M)

一応、浸水想定区域という地域の所は、非常に低くなっておりますもので、その部分へ流れて行くっていう形で、決して平成 15 年度以降の青い部分から、直接来るっていう話では今の所ありません。

(委員)

そうすると、一番最初低いのが、浸水想定区域とおっしゃいましたから、志摩オートキャンプ場のほうは、そっちのほうで沈んでからしか、沈まないってことですかね。

守る必要はどう、そのへんどうなんでしょうかね。

(港湾・海岸T M)

キャンプ場とこの阿津里浜の海岸は、一体的な整備となっておりますので、オートキャンプ場は、今申しましたように、整備されると同時に、前の浜が優先度では一番利用されるというふうな面も踏まえて、右側から施工した。

(委員)

そうすると、災害防止というよりもむしろ環境のほうが大きかったというか、そういうレクリエーション事業のような効果のほうが大きかったということですかね。

(港湾・海岸T M)

まあ、そういうようなことです。

(委員)

今、委員の話に非常に関連していることなんですけれども。もし例えば多目的の海岸事業だというのは悪くはないと思うんですね。公益的な形で、総合的なリゾート地だということであれば、それはそれで理解ができるんですが。



そうだとしたらここで問題が。利用客数、年間どのぐらい。例えば過去から今までどのぐらい利用していて、これからどのぐらいの利用客を見込んで、例えば実際に防護する人口というものがいないとか、減るとかいても、環境整備によって利用客が増えていくんだよという形でもし考えるんだとしても、ここでデータが出ないのは、非常におかしいことだと思いますし。また、先ほどの説明で、今、阿津里なんですけれども、平成5年度からはどちらかという、新しい形のリゾートという部分も踏まえて考えるんだとすれば、長島はちょっと進んだあとの話だから、今、詳しいデータとかいろいろなもの、少々不備だとしても、まだ理解できると思うんですね。これは無理をしていった場合ですが。

でも、阿津里の場合には、最初からスタートが平成5年度で、今言ったような目的と、それから目指しているゴールというようなものから見たときに、スタート地点からそういうようなものが含まれているということであれば、なお利用客数の見込みと、今どうなっているかというところが出ないというのは、どう考えてみても説明に苦しいんじゃないかなと思うんですが。そのへんに関する答えを願いますか。

(港湾・海岸T)

失礼しました。お手元の資料には、入り込みの実績のデータというのは付けさせていただかなかったんですけれども。実績を取り寄せましたところ、平成8年度にオートキャンプ場が供用開始されまして、キャンプ場で1年間の宿泊客が、大体2,000人で推移しております。

(委員)

年間ですか。

(港湾・海岸T)

年間2,000人で、日帰りの利用者数というのが大体7,000人。昨年の平成13年度では、6,249人という実績でございます。ちなみに昨年の宿泊客は1,627人ということでございます。

(委員)

ということは、データはわかった。費用対効果B/Cを考える時に、例えばこれは海岸事業だということであれば、利用客云々というようなところでの便益の計算ができないから、例えば今までの海岸としての事業のあり方で便益を計算して、1.72であって、もし今言ったような、複合的なものでの便益という部分が加算されることであれば、もっと上がっていく可能性も高いというふうに考えてよろしいですか。

これに関する、これからの考え方なんですけれども。ある意味では、これは新しい考え方ですね。今、特に阿津里の所で、人がいない、家がないというような中で、じゃあ何のためにやったかっていうときに、例えば新しい形のリゾートというものの環境整備の位置付けができるんだとすれば、ここのB/Cの所の部分でも、何らかの形でそれが計算できなければ、結局何にも便益がない所に、数億とかいうお金が使われたっていう形になりかねない。そういうところは、非常に厳しいんじゃないかなと思うんですが、どういうふ

うに考えたらよろしいのでしょうか。

(港湾・海岸T)

目的が環境整備事業というのは、先ほども言いましたように、防護に加えてそういった利用にも配慮するという事業メニューに乗った事業です。本来の便益算定する時には、そういった利用の便益も、実際は積み上げていくのが正しい便益の出し方だと思うんですけども。今回、第一次的には防護ということで、防護面の便益しかカウントはしてないんですけども、本来でしたら、利用の便益とか、そういったものを積み上げるべきだったと思います。

(委員)

便益の計算の重み付けは違うかもしれませんが、そこに住んでいる住民の命と、遊びに来ている人の命というのは、同じだと思うんですよ。ただ、位置付けの重み付けの部分で、少しいろんな位置付けをする時には変わってくるのかもしれませんが、従来の方だとすれば、そういった所の部分をちゃんと考えてやっていかないと、これは非常に説明に苦しいんじゃないかと。

例えばそういう所での命の保護という所の面で、遊びに来ている人には悪いけれども、もう計算できませんよという形ということは、イコールそういう安全という所の部分の責任を放棄するかもしれないということに、もし置き換えられた時に、説明に苦しいんじゃないかなと。あの私はどちらかという応援の立場で今話をするんですが、もうちょっと踏み込んだ内容の答えが出てこない、苦しいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(港湾・海岸T)

ありがとうございます。その通りだと思います。それで、実際には利用便益って、なかなか定量的に把握するのが難しい側面がありまして。今の手法ではそういったCVMとか、支払能力とか、そういったアンケートを伴って便益を把握するような手法が開発されてきているんですけども、今回そこまでなかなか評価がしきれてなかったというのが実際でございます。

(委員)

最後に1つだけ。今後の課題で、ちょっと考えたいと思うんですが、長期滞在型リゾート施設だということなんですよ、日帰りが8,000人、泊りが1,600人、今のところ。それは、大体来た人の3分の2が泊まり型なんですよ。たまたま泊まった時に何か起きるかもしれないし、そういうような部分を踏まえると、早急にこういったようなところでの考え方をどう考えるのかを、真剣に取り組む時期に来ているかなという気もします。

そういう意味で、今回ぜひ阿津里の場合には利用客数の話が出たんですが、紀伊長島は温水プールがあって、また孫太郎っていう結構有名なキャンプ地がある所では、計算がどうなっているのか。利用客のデータが今の所あるのかないのか、最後にそれ1つだけ教えてください。

(港湾・海岸T)

同じように、お手元には付けさせていただきながら、城ノ浜地区の利用者というも把握されておまして、私どももいただきました。

1番多い所で、平成5年ぐらいに、17万5,336名、これは、宿泊、日帰りも含めてでございますけれども、1年間の利用者がございます。その時に、この城ノ浜海岸の利用者が2万6,217人。プールの利用者が、3万4,242人というふうなデータがございます。1番最新の13年度のデータで見ますと、城ノ浜地区全体の利用者が10万1,347人のうち、海岸を利用していただいた方が1万2,500人。プールを利用していただいた方が、1万7,424人となっております。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

関連した。

(委員長)

はい。

(委員)

今、委員の質問はよくわかったんですけれども。ただ例えば阿津里浜地区であれば、今言われた入り込み客の安全というふうな話が、今少し出たんですけれども。例えばこの浸水想定区域に宿泊施設っていうのはあるんですか。

(港湾・海岸T)

阿津里浜地区に関しては宿泊施設はございません。

(委員)

入り込み客の安全というと、志摩のオートキャンプ場が対象だと考えればいいわけですか。

(港湾・海岸T)

それに加えまして、この先にもまだ御座とか観光地がございますが。この背後の国道260号というのが、その先にアクセスする道路であるんですけれども、その道路部分も防護することによって、その先の入った所にも効果が出てくるんじゃないかとは思っておりますけれども。

(委員)

例えばオートキャンプ場であれば、台風の時には多分来ないであろうと。あるいは海水浴客は、先ほどの話じゃないですけども、津波はこれカウントに入れてありませんから、ある日突然波が起きるといことは考えられない。好天の時に対応した安全設備だというふう考えた場合には、そこに入り込み客が増えることよっての経済効果をカウントすることは可能であっても、入り込み客の安全を守るとい部分のカウントといのは、あまり適切ではないのかなと、場所によては。例えば城ノ浜のホテルを守るとい意味では、これは入り込み客のカウントを、ホテルの宿泊者ていところのカウントの安全を見るといのは可能なのかもしれないけれど、といふうなところを僕は考えています。

ついでにもう1つ。城ノ浜地区の離岸堤をやり、潜堤をやり、養浜をやりますよね。これ、全部をやらないとこの海岸は守れないわけですか。

(委員長)

今、2点ご質問ですけども、答えいただくのは、後半だけで。

(港湾・海岸TM)

はい。そういうことでございます。あの、離岸堤、それから潜堤、それから養浜工でございます。

(委員)

ずっと昭和61年から全部計画が入っているわけですよね、それで計算。それは環境整備じゃなくても、単なる防御だけでも3ついるわけですね。

(港湾・海岸TM)

そうでございます。

(委員長)

委員のご質問に関連してなんですけれども、CVM云々なんですけれども、新鹿海岸の場合は、トラベルコスト法で説明いただいたんですけども、そのあたりの統一はないんですか。農林海岸だったかもしれませんが。県として、海岸を守る上で評価方法、私たちはトラベルコストでいて、県としては、そういう入り込み、その他評価によて、CVMその他トラベルコスト、今、無いとおっしゃったんですけど、新鹿ではトラベルコストを使われたんです。そのあたりの統一性はどうなっているのかなとふと思ったんです。

(港湾・海岸T)

今回、海岸整備事業といいましても、防護に加えて利用の面を考慮するといことで、今回は防御の便益しか算定はしてなかったんですけども。そういった利用の便益を算定する場合、トラベルコスト法といのをちょっと知らなかったんですけども、そういっ

たところではちょっと勉強したいと思います。

(委員長)

はい、わかりました。ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

2つ共通してなんですけれども、質問させていただきます。建設コストについて、平成10年度の再評価実施後、建設コストについては大幅な上昇はないというふうに、どちらも書いてあるんですけれども。平成10年度から5年の間という社会状況を考えますと、逆に建設コストが、コストダウンの方向にあったんじゃないかなと私は思いますし、逆にこれが平成10年時と比べてコストダウンになってなければ、逆にコストダウンできたはずだという姿勢が、県のほうに逆に出てきてもよかったんじゃないかなと思うような、社会状況だと思えますけれども。上昇はないと書いてありますが、コストダウンの努力、もしくは働きかけというのはあったんでしょうか。

それからもう1つ、これはこの事業だけに関するんじゃないんですが。すべてここに挙がってくる事業のB/Cのご説明を伺いますと、特に長期に渡って、これなんかも10年以上ですよ、最初から考えると、長期に渡っている事業の場合の県職員の方の人件費及び経費というのは、コストに考えられていませんよね。特に長期に渡る事業の場合、実際に建設工事をしているほうのコストの話は非常に出てきますけれども、長いこと担当してらっしゃるとすれば、県の担当部局の方の人件費というのが、長年かかっているはずですよ。

それから、同じ事業の中で、今回のように2回、例えば再評価委員会に挙げるというような案件については、私これ1度事務局の方にお聞きしてみようと思ったんですけれども、1つの事業を再評価委員会に持ってくるために、経費というのかかっているはずなんです。かなりかかっていると思います。事務経費と人件費とコンサルに依頼されている部署もあるように聞いておりますけれども、そういう場合の外注費も含めて、この会議に出すためというか、再評価を受けるための経費というのは、必ずかなりかかっているはずだと思うんですけれども。そこらへんが1つの事業の中で、例えば2回も3回も長期に渡ったもので出てくるような場合ですね、それもかなり占める割合が増えてくるんじゃないかと思えます。

建設、実際には例えばコンクリートのお金だとか、鉄筋の金額だとか、そういうものっていうのは非常にわかりやすいんで、コストとして考えますけれども、建設工事のかなりの割合をやはり、いわゆる経費ですね、人件費プラス経費というのが占めてますので、そのへんのコスト感覚、県職員の方のコスト感覚というのがどういうふうになっているのかなということが、常々思っていましたものですから。今回かなり長期にわたっている事業ですので、1度試しにこの事業10何年間している間の、県職員の方の人件費がどのくらいかかっているものかというのを、試算してみられるとどうかなと。そうすると、B/C計算した時に1.幾つの案件に関しては危険なのではないでしょうかと、逆に思いますので、いかがでしょうか。2点です。

(委員長)

2点ですけれども、後ろの質問は、今すぐおそらく答えられる内容じゃないと思いますので、事業評価・システム開発チームのほうでちょっと仕切っていて、人件費、県の職員さんの例えば10年、これに交代でもいいから張り付いた、その時の人件費というものをB/Cのコストに繰り入れることはできないのか、できるのかというご質問ですけれども、これ、次回ぐらいまでに1度、誰が担当になるか知りませんが、ご回答次回にお願いしたいと思います。

それから、第1点ですけれども、この時代、価格デフレの時代に、コストが上がらなかつたって書いてあるけれども、むしろ下がって当然ではなかったか、むしろ下げる努力をするべきではなかったか、という第1のご質問ですけれども、ご回答をお願いします。

(港湾・海岸T)

そうしましたら、先ほどのコストダウンの質問なんですけれども、委員がおっしゃられましたように、今の世の中としては、コストが下がっている局面もたくさんあると思います。ここで記述させていただきましたのは、全体計画で事業費の大きな変動を伴う計画の変更がないということで、コストの大幅な変動はないというふうに記述させていただいたんですけれども。事業が最終局面になってきますと、その日々、年々の発注等で、コスト縮減のいろんな取り組みをしてるんですけれども、そういったものが反映されて、最終的には若干下がってくることも考えられるかというふうには思いますが。今回ここにコストのことを書かせていただいたのは、こういった、大幅なコストが増大するとか、そういった意味合いの工事でありますとか、そういった工事内容の変更はないというふうな意味で、記入させていただきました。

それと、もう1つ事業に関する職員の人件費といいますのが、事業をやった場合、事務費というのがその補助事業の中にも付いてくるんですけれども、そういった所にも一部人件費が当てられております。一部職員の事務費も全体事業費の中には含まれておるといふふうに考えていただいてもいいのかなと。すべてがすべてではないですけれども。

(委員)

この事務費は、建設を請け負った所の事務費じゃないですか。県のほうの事務費も含まれているんですか、コストに。

(港湾・海岸T)

業者の、請け負った方のコストというのは、もう設計の中に含まれているんですけれども、われわれ事業を行うものに対するコストというのが、その事務費の中に一部含まれておまして、そのへんが全体の事業費の中のごく一部に含まれているというふうなことです。

(委員長)

あの、今の話の一部っていわれると、ご質問がありましたように、正確な人件費なのか、その一部というのは。

(事業評価・システム開発 T M)

先ほどの、委員の話の中で、いわゆる県の人件費を、やはりどれだけこの事業にかかったのかということ、はじいたらどうかとこういうご質問でございますけれども。今、三重県のほうでは、事務事業評価システムという形で、この再評価とか、公共事業とは別個にですね、いわゆる県が携わっております事務事業全般につきまして、そこにかかった職員の数を、今当て込むようにして、ちょっと自動的に出てくるようなシステムを開発して、いろいろ試算しております。

その中で、例えばどここの何々事業という形になりますと、知事以下の担当者も幾つもの仕事を持っておりますので、この事業だけにどれだけの時間を費やしたのかということは、非常につかみにくがございます。それで全体の中では、一応この分野の事業、いわゆる海岸事業でもって、どれぐらいの人が割かれたのかというふうな形の中で、今、事務事業評価の中では、そういうことで今、取り入れかけているということで、試行錯誤の中でございます。

それで、私どもも最初心事業を採択する時に、いわゆる事務事業評価システムを補完するということで、平成 13 年度に一応公共事業評価システムを作りまして、14 年度から試行という形で進めております。

そういった中で、非常にコストベネフィットという形の中で、いわゆる便益、ベネフィットがある部分が非常に定量的に取り扱いにくい部分が、例えば環境の面であったりとかいうふうなことがございまして。そういうのも含めて、今後の研究課題といえますか、いろいろの手法も学びながら、改善をしていかなければならないということで取り組んでおるような状況でございまして。おっしゃるように、そういう形ではいろいろ試行錯誤はしておるんですが、まだこういうふうには確立させて、ここへこういうふうには反映をしましてという所までは、まだ完成させてないということでご理解いただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。私、次回と申しましたが、今かなりクリアにご説明いただいた。よろしいですか。次回は取り消しです、今のご説明で。おっしゃりたいことは、1 人頭の生産性がどうなっているか、民間と比較した場合どうだということを、多分おっしゃったと思うんですけども、ありがとうございます。

(委員)

さっきからこの事業を、僕ちょっと考えていたんですけど。これがもし長島港の城ノ浜だったら、このホテルと県営プール、あるいは阿津里浜だったら、オートキャンプ場がなくともやられる事業なんですか。

(港湾・海岸 T)

最初に海岸アクションプログラムを作る時に、人工海岸と、環境維持海岸と、環境保全海岸に大きく分類して、環境保全海岸以外の所で事業に取り組むというふうにご説明させていただいたんですけども。もし、ここの城ノ浜にホテルとかプールがなければ、たぶ

ん環境維持海岸という位置付けになっていたと思われま

(委員)

なぜ、そんなことを聞くのかと言うと、例えばこちら側は、熊野灘臨海公園の事業かなんかでやられたんだと思うんですけど、その公共事業の時に、これがやられるならば将来海岸事業が入るかもしれないというのが、当然考えられるわけですよ。だって、そうじゃないと安全を守れない海岸なんだから、今の説明であれば。

であれば、ここに何らかの公共事業を投資する時に、その公共事業は、実はこの海岸事業の将来かかるコストも入った上で、B/Cを本来ここで計算をしなければいけない。例えば、阿津里浜だったら、ここにオートキャンプ場を造って。別の事業でよくあるんです、ここにオートキャンプ場を造って、海岸は別の事業でやってもらいますという話がよくあるんです。しかし本来、そこにオートキャンプ場が造られて、別の事業で海岸事業で海岸を整備するんだしたら、海岸事業のコストというのは、実はオートキャンプ場の整備する全体のコストの中に、本当は入ってなければいけないんだろうというふうに思うんですよ。

つまり、片一方で公共事業でひとつやると。それができたから、こっちで公共事業で、安全をカバーしていくというふうなことが起きているんじゃないか、今回の場合に。つまり、背後にある部分っていうのは、公共事業である意味で0の所に何かをやってるんですよ。県がここに計画を立てなければ、あるいは、町がそこに計画を立てなければ、この海岸事業は必要ではなかったという可能性がある。絶対的にとは言わないです。可能性はある。そういう形の事業の作り方というのは、今の時代おかしいんじゃないかというふうにちょっと思うんですけど。

つまり、どこかで誰かが、海岸は海岸事業を後でやってもらえばいいやという判断を、どっかでしてるんじゃないかと。確かに造ったからやる。時代が過ぎてきたから。それは理屈では通るかもしれないけど、よくよく見ると、そこに公共事業のユニークなマジックがあるんじゃないかというふうな気がするんですよ。特に今回2つ見ると。

そのへんを少し事業評価・システム開発チームのほうで、これは海岸ではなくて。事業評価・システム開発チームのほうにちょっと統一的なご意見を聞きたいなと思います。

(委員長)

事業評価・システム開発チームのほういかがですか。今のご質問に対しまして。

(事業評価・システム開発TM)

委員の非常にシビアなご質問で、何と答えていいのかわかりませんが、やはりまだ、今までの縦割り行政というのは、まだ、解消しつつあるとはいいいながら、残っています。例えば農林事業をやりますよと、そこに必要な道路は道路整備でやりますとか、いわゆる建設省の予算であるとか、運輸省の予算、農林省の予算。予算も実はまだ縦割りなんですよ。

今、私どもの知事が一生懸命申してますように、地方分権をもっと推進して、統合補助金でくださいよと、地方の責任でもってやっていきますよと、こういうことを言っていま



す。それで、今回もいろいろあるとは思いますが、例えば今一生懸命やっていた  
だいて再評価の問題にいたしましても、1つの壁としては、補助事業を受けている形  
の中で、国としても再評価をやりなさいよと、二重で縛られておるような形なんですよね。

本来なら地方独自でいわゆる1つの例えば海岸事業を、全国横並びで見るとは  
なくして、海岸事業とあるいは農林事業、他の事業ですね、今委員がおっしゃいま  
したようなキャンプ場を造るとか造らんとか、こういうような話もですね、横並びに  
して、本来ここでこういう評価をしていただくのが、一番いいんですけども、残念  
ながら、まだそこまで熟していないといえますか。これからまだそういう方向に向  
いて、我々も努力していきますし、今知事が申して下さるような関係で、一生  
懸命そちらのほうに向かっておるということをご理解いただきたい。よろしくお  
願いいたします。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

例えば、志摩オートキャンプ場を造る時に、県の予算は入っているわけですか。

(港湾・海岸TM)

オートキャンプ場自体は、第三セクターでやっております。そんな中で、県も  
出資を一部しております。そういう意味からいきますと、県も出しているというふう  
な考え方が正しいかと思っております。

(委員)

今の話としてはよくわかるんですけども、それは国レベルの縦の計算ではなくて、  
県内部で。例えば志摩オートキャンプ場を作っていく過程の中で、当然海岸がどう  
にかされなければ機能しないという計画があるならば、当然次のここにですね。だ  
って平成8年にオープンされてるわけですよ。であれば、この事業自体ほとんどオー  
バーラップをして、動き始めているわけですよ、平成5年に。つまり、この海岸  
事業と志摩のオートキャンプ場というのは、ある意味で平行事業として計算、考  
えられているわけですよ。であれば、それは国の予算がどうのこうのではなくて、  
県が志摩オートキャンプ場に出資する過程の中において、すでにこの海岸の事業  
を先にいくかいかないかぐらいのつもりで、考えに入っているわけですよ。であ  
れば、ここはコストとして見たって全然おかしくない事業、トータルの話として  
は。それは国の話じゃなくて、県の話ですよ。県の中で判断するだけのことで  
すから、というふうに理解するんですよ。

そういう計算の仕方をやらないと、それこそマッチポンプみたいな話で。こ  
っちで県が金を入れて整備をして、その施設を守るためにこっちで事業を起  
こしていくということが起きかねない。これはどこの責任ではなくて、県の責  
任であるし、事業評価・システム開発チームというチームをつくっている限  
り、そこでチェックをしない限り起きてくる。

それでもいいよと、それでもやろうという事業も当然ありうるだろうし、ち  
ょっと待て

よと、そこまで金を入れなければいけないんだったら、ここの事業はちょっとやめようかという話になるかもしれない。そのへんの判断が、今後要求されてくるんじゃないかなと思うんですね。

この事業自体がもう、こっちができてさあ行こうという場合には、今の計算は、今のご説明いただいている部分っていうのは、かなり正しい、個々の説明の足りない部分とかはあるにしても、正しいだろうけど。しかし、事業自体はやはりそういう見方で見ていかないとおかしいだろうと。あえて両方お金を入れても、ここの開発として、この地域のものとして、これだけの金額が必要であればやればいけれども、今の状態ではなんか、お互いのマッチポンプみたいなもので、片一方でつくっちゃって、片一方で被害の可能性を消している。

これでは、僕はやはりおかしいと思いますし、そういうのは早急にチェックをして、そういうことの起きないように、あるいはそこを表に出して議論をするという必要がある。単独で見ちゃったらおかしいと思います。ちょっと、最後は意見としてで結構です。

(委員長)

最後はご意見です。他にいかがでしょう。はい、委員どうぞ。

(委員)

今の話とちょっと一致するんですけども。特に、城ノ島は第三セクターとして、ホテルがずっと続いてきたように思うんですが、それでいいんですね。それが民に転換したという、そういうことですね。非常に新聞でも話題になったし、こういった経営形態が変わったと、途中で変わったと。この海岸工事が結局ホテルだけのためということじゃなしに、いろんな後背地の防護のためということだろうと思うんですけども。やはり、民間のレジャーエリアとして、大いに活用されるようになってきたと、そういう認識があるかどうかと思うんですね、一般の人には。90%近くまで、事業は進捗しているわけでありすけれども、こういったことについて、担当の皆さん方としてはどうお考えなのかというように、私はちょっと疑問を、考えを持ちました。

それとやはり、民ということであれば従来以上に観光客に対する、せっかく造った護岸とか、遊歩道とか、養浜海岸に対する環境への協力といいますか、そういったものをよりいっそう求める必要があるんじゃないかなと思います。

それと、阿津里浜ですか、これには遊歩道というのがついていないんですね。同じようなレジャーを後背に抱えながら、長島は遊歩道を設置して、こちらは遊歩道を設置しなかったと、そういう理由があれば、ちょっとお教えいただきたいなと思います。

(委員長)

3項目位ですか。今は城ノ浜は純粋に民間経営の施設だけれども、そこへ公共で海岸整備事業をするのはいかがなものかということと、それに関連して、会社に負担を求めてもいいのじゃないかと。それから最後、阿津里に遊歩道がないのはどうしてか。城ノ浜にはあるではないかと、そういうご質問ですが、ご回答よろしく。

(港湾・海岸T)

先ほど委員がおっしゃられたように、レクリエーションホテルは、今年、民に変わったというふうに聞いております。海岸高潮事業というのは、民であろうが、公であろうが、背後の資産の防御に不安があれば行う事業で、今回はそれに加えて背後の利用が見込めるということで、海岸環境整備事業に取り組んでおるんですけれども。そのあたりは官であれ民であれ、防護の必要の高い所については、海岸事業は必要だというふうに考えております。

もう1つ、民であればそういった協力を求めるべきではないかというお話については、この利用形態としては、ホテルの近くに海水浴として利用できるような浜が形成できるということで、そういった所についてはタイアップといいますか、協力も得ながら、人が増えるようなこととか、そんなのもやりたいというふうに思います。

もう1点、遊歩道が熊野灘にあるけど、阿津里にはないのというのは、熊野灘の場合は、ホテルとプールが両端に配置されているということで、ホテルとプールをこう動くような動線になるんですけれども、志摩のオートキャンプ場の場合は、国道がタッチして、海岸が点で結ばれているということで、遊歩道の配置は阿津里浜に関しては行っておりません。

(委員長)

主として工法の問題ですけど、こちらのケーソンで作成されたことと、それから阿津里でもぐりのリーフでされた。この違いは何かってということと。それからもう1点。養浜、防災のために法面ずっとつけるんですけれども、これは浜遊びと、つまり遊びか快適かどうかということと、勾配きつくって人身事故が起きるかどうかが。つまり遊びのための浜作りと、防災のための浜作りは、何か矛盾点ていうのがないのかという、この2点なんですけれども。

(港湾・海岸TM)

長島の城ノ浜の円筒ケーソンでございますけれども。非常に当時としては、そんなにまだリーフという形が整ってなかったというふうに、私考えております。まだリーフ形にしてきたのは、最近の傾向が非常に強いというふうには思っております。そういう面では、非常にこれ長いのは、計画であるのかなというふうにも思っております。それと、やはりリーフですと、ある程度の波も通しますので、より波というか遊水の所の消波効果を狙ったというふうに思っております。

一応私どもの浜の勾配が10分の1。一般的には、波が自然勾配に持っていくというふうな形を考えております。そういう面では、非常に施工後は、若干危険な部分もあるんじゃないかなと。しかし、それらについては極力私どもも、削られた部分が岸壁、絶壁っていったらあれなんですけれども、段差が生じた時には、その都度またならずと。要は、自然勾配にならしていくというふうな考え方をしております。極力早く。

(委員長)

よろしく申し上げます。養浜事業で事故が起きますので、ぜひ監視のほうもよろしく。

(委員)

阿津里浜海岸の所で、もう1度お聞きしたいんですが。先ほど、3つに分けて事業をやってきました、最後に残っている青い部分がありますよってという話で、私も質問をいたしました。こちらは生産活動があって、それと上手くいかなくて遅くなったんですよっていうのがありましたですね、お答えの中に。それはどういうふうに解決をなさろうと思っていられるのかということと。例えばこの残っている残事業の平成15年度以降の工事は、それはぜひなくてはいけない工事なのか、なくてはそこの全部の効果が現れないものなのか、そのへんもちょっとお聞きしたいと思いますが。

(委員長)

どうぞ、回答お願いいたします。

(港湾・海岸TM)

生産活動を試してみえます海女さんと、どういうふうな形で、工法的に持っていくのか。そのへんを、最終的にまだ詰めてございません。とりあえずは、私どもも次のステップというものは考えておりますけれども、完全に地元等、私どもも掌握しきった形ではございません。今後私どもも地元さんと、きちっとした、どういうふうな対応の浜辺というか、養浜工にしていくのか、そのへんを固めていきたいというふうに思っております。

したがってまだ正直な話、こちら側の青の部分につきましては、きちっとしたコンセンサス等はまだしておりません。

(委員)

さっき、2つ質問したんですが、後のほうの質問にお答えしていただきたいのと。それから例えば海女さんがいる浜辺というのは、私はとても素敵だと思っておりますよ。それをなくして、オートキャンプのお客さんが、本当にそれでいいだろうかということもありますし、そういう面もちょっとお答えをしていただきたいと思っております。

(港湾・海岸TM)

私どもとしましては、平成15年度以降の緑色の箇所につきましては、地元さんとの折衝の中でやっていくと、要は防護のためにも含めて、我々は考えております。

(委員)

防護というのは、わりと黄色い所で結構解決しちゃっていますよって、さっきちょっとおっしゃらなかったかしら。だから浸水想定区域は、一応浸水とはいっておりますが、守るべきものはあんまりないよということではなかったのかなと思ひまして、そういう面で、その残事業の平成15年度以降の工事は、本当に海女さんといろいろ齟齬を抱えながら、生産活動も無視しながら、実際にやっていく必要がある工事なのかということをお聞きしたいなと思って。

(港湾・海岸T M)

現在潜っているのは、人工リーフから外海といいますか、そういうふうに聞いております、私どもは。だからその人工リーフおよび前面の両サイドに、磯があると。海女さんはそこで活躍、活動しているというふうに聞いております。

(委員)

その浜に海女さんの小屋があるんですね。

(港湾・海岸T M)

そうです。背後のほうにございます。それらの移動というか、それらを含めてきちっと対応していきたい。まだ現在、そのへんについては、地元と折衝中であるというふうな形でございます。

(委員)

海女さんとの解決方法は見つかってはいないんですね。今の段階では。

(港湾・海岸T M)

ただ浜全体が痩せて、波自体も背後に近づいてきているというのも事実でございます。このまま放置することによって、近い将来間違いなく被害が出てくるのではないかとこのふうにも思っております。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

おそらく委員がお聞きになりたいのは、海女さんの小屋を撤去してまで、そこに15年度以降の事業をして、そのオートキャンプ場がなければ、ほっといただろう海岸を、あそこを守らなければいけないんですかというご質問だと思っておりますけれども。私もまったく同感なんですけれども、それはいかがでしょうか。

(委員長)

すいません。それに関連して、地元というのはどこかということで、ちょっとご説明お願いいたします。地元とは区なのか町役場なのか。

(港湾・海岸T M)

海女さんと、町役場です。

(委員長)

そういうことです、地元は。

(委員)

町役場ともまだ上手く交渉がっていないということなんですか。

(港湾・海岸TM)

いえ、町役場さんとともに、海女さんとも交渉しております。

(委員)

町役場さんと皆さんが一緒になって、海女さんに交渉しているということ。

(港湾・海岸TM)

町役場さんは、これらに対しての理解をさせていただいているというふうに。

(委員)

すごい単純なんですけれども、海女さんたちは何をしたいんですか。例えば小屋はそのまま残しておいて欲しいとか、したくないとか。あるいは、海女さんとまだ、実は具体的な交渉はしていないとか。あるいは、海女さんは何を要望されているんですか。

海女さんがいたからずっと話が進まなかったわけですから、進まなかった原因というのは、かなり県としては、解決しにくい原因がどっかあったわけなんですよ。ここの理由は、海女さんたちがいたから、生産活動があったから進んでいないという理由だったわけですから、海女さんたちが何らかの県のやる事業で何か困るから、絶対こういうことはやって欲しいとか。

それが、極端に県が飲めないようなことを要求しているとか、あるいは絶対どきたくないとか。海女さん方の要求というのは、いったい何なんですか。それをちょっと僕聞きたいなと、思ってるんです。それが理由だったわけですからね。それが、生産活動があったからって理由があったんだから、その海女さん方が言っている要求ってというのが何だったかということが。それが、本当に県が無理なぐらいの理由が出たのか、あるいは、実はまだ何にも聞いてなかったか。海女さんの小屋があるから、後にしようと思ったのか、そのへんのことも含めて。

(港湾・海岸TM)

やはり海女小屋の移設といいますか、そういうような面で、なかなか私どももできる限りのことをしていかなければいけないんですけれども、やはり協力を求めているというふうな形でございます。

(委員)

海女小屋の補償というのは、建設海岸で手をつけると、要するに既得権がめくられちゃうんですね。既得権をめくるための補償だと思うんですよ。今以降の質問は、私も非常に

気になっていて、要するに、志摩半島の非常に重要な、金額はわかりませんが、重要な産業ですね。これを建設海岸として整備することによって、産業を衰退させる可能性もあるわけですね。

要するに海女さんをこの事業によって、陸に上げちゃうということになりかねない。そういう意味では公共事業が、マイナスのインパクトを持っていると非常に心配だ。そういう意味で一番最初にですね、先ほどの一般補償額でしたっけ、それがいったい何なのかというのを、知りたかったんです。例えば、今のような話も含めたらですね、金額としてだけではなくて、産業的に問題だなというのが1点。この公共事業によって、例えば紫のゾーンから、黄色のゾーンに権利を移してあげるといようなやわらかい調整ができるのか、公共事業としてめくらざるを得ないのかというのが質問です。

それからもう1点は、先ほどの浸水想定区域の被害をこうむる人はいなかったですけども、財産というのは何なのか、その2つを教えてください。

(委員長)

ご回答をお願いします。

(港湾・海岸T M)

海女さんとの海女小屋の補償につきましては、いろいろな占有という面も含めて、私も整理していかなければならないというふうに思っております。そういう面では、補償という話ではなしに、きっと土地の権利といいますか、そういうふうな面も含めてきちっと整理する必要があると、ここでは、そういうふうに1つ考えております。

守るべきものですね。それらにつきましては、1度整理させていただきまして、もう1度提出したいというふうに思っております。

(委員長)

委員、今のご回答でよろしいですか。どうぞ。

(委員)

質問の意図は、委員と同じなんです。紫のゾーンをやめることによって、現状と変わらないのか、当初の機能は効果を発揮しないと思うんですけども、紫の部分をやらなくても、今程度の効果が続くのかという判断ができるのか確認したいんです。

水産業も成り行き任せだと、高齢化などの理由で縮小するかもしれません。要するに自主的に、自立的に産業が、自己決定で決まっていくわけですね。公共事業がそれをこの機会に陸に上げちゃうということがなくて、いわば軟着陸できるという意味で、あの紫をやらないという選択肢がありえるのか確認したいということなんです。

浸水ゾーンも、金額としては13億円としてあがってたけれども、どの程度のものなのか。たいしたことがなければ紫をやめちゃうだとか、そのへんの判断をする材料がいただきたい。

(港湾・海岸T M)

確かに、海女さんの協力がなければ、なかなか整備ができないというふうなのも事実でございます。それと、私どももやめるといいますか、それらの話については、今現在、地元を説得中でございますので、もちろんそんな委員さんがおっしゃったような役場とご意見するってというような、決してそういうふうな考え方ではなしに、きちっとしたコンタクトというか、お互いの立場の中で、地元調整を図っていきたくいと。

そんな中では、当然中止なり、こちらがやらないという話になる恐れもあります。しかし、今現在は地元との対応中であるというふうに。それちょっとなかなか、やらないという話で今ちょっと動いてはおりません。

(委員長)

はい、他にいかがでしょう。委員の方々。あの、航空写真お願いします。

(委員)

それで、今議論されている青いというか、紫の今後の事業は大体どのへんのエリアで、どこに海女小屋があってという話だけ、ちょっと説明をお願いします。

そうすると、あの上から道が来ている、ちょっと左側ぐらいのところまでが、この今、議論されている部分だと思えばいいわけですね。もうちょっとこっちか、右側の所ですね。海女小屋、3、4件あるみたいですけど、いまそこで実際に働いていらっしゃる海女さんというのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

(港湾・海岸TM)

すべての海女さん、私も何名ということでは掌握しておりませんので、また、きちっと掌握させていただいて、後日また出させていただきます。

(委員)

失礼します。この絵は、養浜してない絵ですね。どこもしてない。どっかしてるんですか、これ。すでに養浜が終わっている場所があるんですか。

(港湾・海岸TM)

真ん中から左側、今ポイントで示した部分が終わっているかと思えます。ちょっと、わかりづらいとは思いますが、波が来るとやや右側に移動するという習性もございまして、右側へ砂を盛ることによって、全体的になだらかになってきたといった写真だと思っています。

(委員)

海女さん方の住まいというのは、ここには写っていないんですね。海女小屋はともかくとして、集落というのは。

(港湾・海岸TM)

写っておりません。



(委員長)

選択肢の中に、海女さん、海女小屋と共生する海岸という選択肢はないんですか。どうかへ立ち退いてもらうという選択肢しかないんですか。

(港湾・海岸T M)

いえ、当然ここで、一番近い魚場という話ですから、私どももこのエリアでの海女さんのエリアを捜していきたいと。

(委員長)

浜ってということね。この浜で。

(港湾・海岸T M)

はい。

(委員長)

はい、ありがとうございます。他に。

(委員)

これ、養浜が終わっているかどうかということとは。

養浜をやった、写真かなんかありますよね、現場の写真。現場チェックされてるから。それをそっちのプロジェクターのほうで見せていただいても結構かと思います。

(港湾・海岸T M)

一番向こうに突堤が見えます。向こうといいますが、この浜の突堤になるんですけども。その突堤、その部分から砂を入れてございます。実際の話、台風が来ますとかなり、砂自体が移動しまして、現状かなり入っているようには見えるんですけども。私どもは、一番向こう側は正規に入れたんですけども、こちらに移動していると。まださらに向こう側から入れる必要があると。基準の高さまで入れるには、まだ今年かかるというふうに思っております。

(委員)

砂はどこに入れるんでしょうか。青い部分ですか。

(港湾・海岸T M)

いえ、青い部分の所は、突堤で仕切られておりますので、あまり青い部分には入っていないと思っております。突堤と突堤の間を砂が移動すると。

(委員)

ちょっとよろしいですか、すいません。手前側の突堤というのは、この図面で先ほどか

ら言っている図面で、青と黄色の間にあるグレーの部分が突堤という意味なんですか、これ。青い所に来ないというような。

(港湾・海岸 T M)

すいません。ちょっと平面図、平面写真を。私、あの部分ですね、今ポインターで示した、あそこ突堤と言いましたけれども、排水溝でございます、すいません。排水溝で仕切られていると。その間に平成 13 年度まで養浜工を入れて、前面のリーフを現在やっています。

(委員)

よろしいですか。そこに排水溝というか、背後の水を出す、何て言うんですか、海岸の四角いボックス。何とかって言いましたよね。ボックス何とかって。あれが出ているわけですね、海岸まで、波打ち際まで。そうすると海岸としては、この工事の終了したグレーの部分と黄色い部分の 2 箇所、一応独立した海岸としてみれるわけですね。そのボックスで、今言われたように砂が動かないんだったら。やめるには好都合の場所ですね。

(委員長)

他に、いかがですか。よろしゅうございますか。

(港湾・海岸 T)

ここ、先ほど言いましたように、後ろにオートキャンプ場があるということで、海岸環境整備事業というメニューの事業を展開しているのですけれども、最初申しましたように海岸の防護を第一において、その後利用の面にも配慮した整備を進めているということでお話をさせていただきました。地形は湾状になっておりますので、最初に委員がおっしゃられたのは、浸水のエリアが逆からではないかというふうなご指摘もありました。

その、オートキャンプ場の問題もあったのかもわからないんですけども、海岸の整備をする時波の来る方向でありますとか、いろんな要因から、やはり外から来る力に対して、水が入るといった結果が出てくるもので、そういった作用に対して、危険な所から工事を始めていくというのが普通のやり方なんですけれども。ちょっとそのへんの説明が足りなかって、どうもオートキャンプ場のほうからやられてるっていうふうにお取りになられてしまったかもわからないんですけども。とりあえずそういった、危険側の所から工事を進めていくというふうなことで、今ここまで進んでまいりました。

それで、すぐ背後には国道 260 号線が通っておりまして、この先は志摩半島の先端に、御座白浜であるとかそういった集落がございます。そこへアクセスする、いわばライフラインなんですけれども、それらを防御する性格も持っているということで、基本的にはそういった浸水のエリアについては、この計画の中で整備をすることによって、そういった不安といいますか、防護の足りない面が解消できるんですけども。

加えて、今地元と言いましたけれども、そういった海岸整備事業については、やはり防護の面が地元としても非常に不安があるところでして。利用の面と防御の面をどう調整を図りながら事業を進めていくかというのは、こういった海岸事業の場合大きな課題になる

んですけれども。そのあたりの調整が、非常に難しいという話ではあるんですけれども、防護の面で捨てきれないところもございますので、そのへんの調整を図りながら、事業はぜひとも効果が発揮できるようにはしたいというふうには思うんです。

(委員)

そうすると、ある程度浜辺が、海浜が後退しているというふうに、まず理解をすればいいわけですね。そうすると海浜後退の、例えば実数みたいな、経年変化みたいな数字が1つ欲しいのと。それから国道を守るというふうな、かなりはっきりとした目的が見えてきたんですけれども、国道に例えば波が打ち込んだよなんていう実例があるわけですか。今東名高速道路の浜松あたりは、だいぶ波が打ち込んで大騒ぎしてますけど。そういう実態があるのかどうかですね。

海女小屋がございますね。海女小屋、あれは冬ははずしちゃうんですか。通年通じてあるんですか。もし、通年通じてあるんだったら、台風かなんかで、海女小屋が毎年潰されてるよという、かなり波が来るなというのがよくわかるんですけれども、海女小屋ずっとあるよという話だと、それはちょっとおかしいねという話にもなりますし。そのへんお願いします。

(委員長)

関連してなんですけれども、防災の場合は今まで港湾に関しては、越波がこうだとかいう具体的な写真が今まで出されたんです。かくかくしかじかで堤防も、今日もございましたね、ちょっとクラックが入っているとか。被害状況の説明を提示いただいて、それから必要なだという話しに入っていたと。今、まさしくおっしゃったように、今日の場合、あそこにとどのような台風時の被害、高潮時の被害があるか、その資料がなかったんじゃないかというのが1点と。

それからもう1つ、ライフラインって話だったらこれは反対側へ1本道を抜いたんじゃないんですか、御座白浜へ。反対側というのは、どう言うのかな、内海側っていつのか。

(港湾・海岸T)

バイパスのことを委員おっしゃってるんでしょうか。

(委員長)

かも知れない。何か橋梁で通して。

(港湾・海岸T)

今のところまだこの部分は供用していない所です、ここが御座白浜に向かう唯一の道路です。

(委員長)

向こう側が抜けたらどうなんです、唯一じゃなくなる。向こうも今並行して走っていますから、事業が。

(港湾・海岸 T M)

国道 260 号線のバイパスといいますか反対側は、今工事中で和具大橋といいますか、水産高校の手前まで来ております。現実はこちらでかなりの事業費がかかるというふうなことで、桁自体を現在発注中のごさいます、ここから御座白浜へ行く道というのは、まだ部分的にかなり未着工であります。

(委員長)

この地区からですね。はい。了解です。

(港湾・海岸 T M)

この地区から先が未着工であると。

(委員)

今委員がおっしゃったように、青い部分が実際に、黄色の部分と黒い部分のほうが、防災の効果が大きくて、あんまり効果のほうが 3 番目の順位なのでおっしゃってありましたよね。それなら、その工事をどのくらい削減すればどのくらいの逆に効果が保証できるかとか、削減率とその生産、海女さんの生産とか考えて、どちらのほうが効率よくいくのかという、簡単な試算を今度かいずれかなんかお願いしたいなというふうに思います。

(委員長)

他にいかがですか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。これで海岸事業について、意見書をまとめたいと思いますけど、委員の方々いかがでしょう。宿題は何か、1 番最後にしていただけるということで、意見書をまとめる。事務局、私の進め方でよろしいですか。海岸で区切って意見書を作って、休憩をいただいて、そして改めて意見書を発表するなり、もしくは農林の残っているのをご説明いただくという段取りで如何でしょうか。

(事業評価・システム開発 T M)

今からですね、海岸の関係で整理をさせていただきますので、先に農林水産商工部所管の事業をやっていただいて、そのあともう 1 度お願いします。

(委員長)

よろしいですか、事務局。

(事業評価・システム開発 T M)

はい、それで結構です。それまでにまだ、まとまっていない部分がありますので。

(委員長)

ちょっと 5 分ぐらい休憩しますか。5 分休憩ください。お願いいたします。40 分開始で

す。

( 5分休憩 )

( 委員長 )

再評価対象事業審議に入りたいと思います。前回、説明された方をお願いいたしますが、限られた時間でございますので、密度の濃い審査をいたしたいと考えております。前回説明に不足があると、委員会から指摘がございました事項を中心に、できるだけ簡潔に1件10分を目安に、ご説明をお願いしたいと思います。まず19番のかんがい排水事業からご説明をお願いいたします。

( 農業基盤整備 T M )

失礼いたします。農業基盤整備チームのマネージャーでございます。前回に引き続いて、よろしくをお願いしたいと思います。では、座って失礼します。

まず、前回鈴鹿川沿岸のかんがい排水事業と、それともう1つは、農地開発の川島地区2件について、再度説明をということで、求められておりました、これについての的確な説明ができなかったことを強く反省しております。今日は、先だつての内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、鈴鹿川沿岸でございますが、かんがい排水事業の実施と、その営農計画をどのような認定農業者、そしてどのような農業経営を将来的に考えているのかということだったかと思っております。これについて今日、別途説明資料を、お手元に配布させていただきました。これに基づいてご説明させていただきたいと思っております。

まず、鈴鹿川全体の営農計画と申しますか、それについてご説明申し上げます。実は、平成12年度でございますが、土地利用型の農業活性化対策、いわゆる生産調整をこれから進めるというにあたって、鈴鹿市全体が、地域農業のマスタープランということで、平成22年、10年先を見込んだ平成22年度として、全体の営農計画を立ててございます。その中で、認定農業者、そしてその認定農業者が背負うべき面積等についての要件。先だつては、このへんについての的確な説明ができなかったので、申し訳なかったと思っているわけでございますが、これについてご説明申し上げます。

まず鈴鹿市は、認定農業者につきましては、目標値で現在平成12年度でございますが、207人ございます。そして目標値を427人とおいてございます。当鈴鹿川沿岸地域におきましては、現在22人の認定農業者がございまして、そして将来的には、平成22年度でございますが、40名に持っていきたいというふうな考え方でございます。鈴鹿川沿岸2,000haを越える部分でございますが、土地利用型、特に水田中心とした、土地利用型の認定農業者がすべてでございまして。

そんな中で、土地はどのようなフォローをするのかと申しますと、現在、鈴鹿市全体で申しますと、平成12年度で、5,430haの農用地がございまして、それを集積していきたいと考えているのが、平成22年度で下段の表でございまして、2,658ha集積をしていきたい。

鈴鹿市はこのマスタープランの中で、概ね認定農業者等のいわゆる担い手に対して、

50%の農地を集積していきたいと考えているところでございまして、鈴鹿川沿岸地区におきましても、現在 2,116 h a の受益面積がございまして。その中で、1,050 h a、概ね 50% でございますが、1,050 h a を集積していきたいということで。結果的に申し上げますと将来的にでございますが、40 人の認定農業者が 1,050 h a の農地を担うべく営農、ほぼ 50% でございますが、そういうふうな営農をしていくことがマスタープランとして、鈴鹿市の目標値としてございます。

それで次でございますが、実は私前回平成 4 年度の営農計画、実はこの計画を立てたのが、平成 4 年度でございまして。で、その平成 4 年度の営農計画について、ご説明申し上げさせていただきました。そんな中で、3 ページをお開きいただきたいと思うわけでございますが。実は前回ご説明させていただいたその営農計画は、特に露地ものの野菜、特に裏作を露地ものの野菜とか、白菜、にんじん、キャベツそしてトマトとか、そういうふうな露地ものの野菜を中心として、営農計画を立ててございましたが、このマスタープランにおきましては、基本的には裏作は麦・大豆を中心とした、いわゆる穀物の自給率を上げようと、そういう観点から、裏作としては、転作作物でございますが、転作作物についても、麦・大豆という格好で。いわゆる穀物収量を上げようという、そういう全体の計画を立ててございます。

そういう意味合いから、今回私どもも全体の計画を、営農計画を一部見直しさせていただきまして、全体の効果等についても算出をし直させていただきました。結果といたしまして、3 ページの資料でございますが、水稻が 1221.5 h a、小麦が 493.9 h a、キャベツは転作作物の中の 5% という位置付け、白菜についても転作作物の 5% という位置付けで、27.5 h a。そして、裏作といたしまして、大豆 274.4 h a という格好で、全体の営農計画を再度調整させていただいた姿が 3 ページでございます。

これに伴う効果額でございますが、3 億 8,098 万 2,000 円ということでございます。前回の示させていただいた資料と、そんな大きな差はないと思いますが、基本的にはそういうふうな営農計画を立ててございまして。現実土地総等で部分的にやりだしている所については、そういう転作計画が今、実施されておるところでございます。

そういうことから、次の 4 ページでございますが、全体を置き換えて算出させていただきました。具体的には前回とほとんど、金額的には年総効果額がほとんど同じということで、基本的には妥当投資額における投資効率 1.07 という係数には変わりございません。ということで、認定農業者と営農計画について、冒頭前回の時にご説明申し上げられなかったんですが、このような計画で事業を実施し、平成 17 年度目標でございますが、ほぼ後 15 億円、全体の 80 億円の中で 15 億円程度残しているわけでございますが、これを早期に事業を完了させていきたい。そして、現在のような営農計画のもとで、農業生産の振興に努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、農地開発の川島地区でございます。農地開発の川島地区におきましては、農地転用等についての私のあいまいな説明であったというご指摘でございまして、深く反省しております。今回、法的なものや、現場対応等も含めまして、どのようにして農地開発の地域内で転用等がなされないようにするかということについて、ご説明をさせていただきます。前回このことについて、不明確な回答で申し訳なかったと思っております。

まず、川島地区の 1 ページでございますが、そこに書いてありますメモを中心にご説明

させていただきたいと思います。まず、当川島地区は、都市近郊農地として継続的に営農していくんだということで、その継続的に営農していくための方策として以下のようなことを実施し、厳格に守っていきたいということで、そこにメモらせていただきました。

1番でございますが、農業振興地域の農用地として、適正な管理をしていく。四日市市が農業振興地域整備計画を策定しております。その中で当地区は、当然農用地として位置付けられておまして、この農用地は、原則として転用は認められておりません。農振の農用地、いわゆる農振農用地区域から除外するという点については、非常に厳しい4要件が要求されております。

1つは、地域の農用地や地域外の土地利用状況から見て、代替地がない場合、周辺地に代替地が見つからない場合でございます。もう1つは、農用地の集団化や営農効率上支障を及ぼす恐れがないこと。3つ目としまして、農用地内の土地改良施設に支障を及ぼす恐れがないこと。4番目といたしまして、除外する土地が土地改良事業等の施行に該当する場合、事業完了後8年を経過しているということでございます。これが、いわゆる農振地域から除外するための、4要件と申し上げているものでございます。

当地域は、農地造成を実施しました。今後も優良農地として確保されて、営農が継続されていくよう、4要件に基づいて、県、市そして農業委員会、土地改良区が連携しながら、厳格な管理に努めてまいりたいと考えております。そして、この地域には、前回も私から、少し説明させていただいたと思うんですが、川島地区土地利用促進協議会が設立されております。この中で、農業を持続的に推進している活動を展開するのは当然でございますが、農地転用防止についても厳しく監視していきたいというふうに考えています。まずこれが1点目のいわゆる法的に關すること、そして、地域で具体的な取組をする協議会等のシステムであります。

もう1つが、非農用地の設定ということでございまして、現在農家住宅とか、農業施設等の需要に対応するため、土地改良法に基づいて非農用地を設定してございます。必ずしもこの地域が、すべて農地として開発しているわけではなく、農家住宅、農業施設の面積も我々は勘定に入れております。それをすでに非農用地として設定しています。これについてはおのおのの地権者から、非農用地としての要望を聞き取って、そしてそれを、換地計画の中に盛り込み、平成15年度でございまして、換地処分をしていきたいと考えております。

こういうことでほ場整備事業についても最近、そういう非農地設定をしている所もございまして、土地改良事業において、土地のスプロール化を防止するための非農用地設定をしておまして、更なる優良農地の確保に努めていくという具体的な手法をとっております。今申し上げました、1番は法的な部分を厳格に運用していく。そして地域で設立されている協議会という目でも監視していくというのが1番でございます。2番は、具体的なそういうものについての、近い将来の分についてはもうすでにセットしています。

そんな中で、川島地区が将来とも優良農地として営農を持続できるよう、我々もそれを見守っていき、そして指導できる部分は指導し、そして転用等についても監視していきたいと考えているところでございます。以上簡単でございますが、前回ご指摘いただいたことが、この2点かと思っておりますので、ご報告させていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。用語について1つ。農地の集積といわれた時に、集積は属地でしょうか、属人。いわゆる連担制なのか。

(農業基盤整備TM)

属地って申しますか、その2,116haの中でという。人がですか。

(委員長)

例えば40人でしたっけ。ですから1人が25ha持つんですが、大体それはまとまっているのか、ばらばらなのかという。

(農業基盤整備TM)

目標は、本来は連担化したいというのが、我々の思いでございます。当然能率を高めるために。しかし、現実的にはなかなかできないことでございますので、今現在やっている所も、部分的には連担単独部分がございますが、すべて連担化しているわけじゃなくて、ばらついているという状況でございます。ただ、できるだけ連担化については、全体の中では、方向性としては、やはり我々としても行政としても進めていきたいと考えているところでございます。

(委員長)

ありがとうございました。前回に引き続きご質問の内容ご回答いただいたんですけども、特に質問された委員の方、いかがでございましょう。再質問。どうぞ委員。

(委員)

もう少し具体的に知りたいので質問をします。まず、認定農業者がこの地区だと22人から、40人になる。失礼、鈴鹿川沿岸のほうですね。22から40人になるわけですね。その供給源といいますか、18人が地域的にはどこから、あるいは、類型別に言うと、どこから18人増えるのか。趨勢からいうと農家はどんどん減るのに、どうして増えるのかが知りたい。

それからもう1つ。農地を1,050haを40人が担うように集積させるということなんですが、それが所有権移転を伴うのか、利用権なのか。もし所有権だったら、玉突きが起こりますね。そのへんでどういうふうにかこれを考えたらいいのか教えてください。川島については、また後で質問します。

(農業基盤整備TM)

まず、1点目の22人あとプラス18名がどの地域の方かと申しますと。これはまさに全体でこの農家2,838戸の農家がございます。その農家の中で、今3ha以上実際にしている方もかなりございまして、そんな中の人たちが今後、認定農業者としてプラス18名をその中で考えてございます。地域の中で考えてございまして、基本的にはいわゆる大農家を中心として、その地域の鈴鹿川沿岸の大農家を中心として、認定農業者と成るべく方



向で育成していきたいと。鈴鹿市、県ともそのように考えてございます。

そしてもう1つは、その土地の集積の手法でございますが、これは、当然いわゆる所有権移転という状況はとも考えてございませんで、基本的には利用権設定だと思います。そして利用権設定のレベルまでいかない、いわゆる三作業受委託、こういうレベルもあるかと思えます。三作業の受委託ですね。ですからほとんどの部門が委託すると。これも私どもは、いわゆる農地集積の1つの手法と考えておりまして。利用権設定もしくは、作業受委託というレベルで、今申し上げました40人の認定農業者が1,050haの営農をしていこうというふうに考えております。

(委員長)

はい、ありがとうございました。委員、いかがでしょう。

(委員)

この地域の農家は2,800戸。専業と第一種兼業農家の内訳が知りたい。多分どんどん減っていると思うんですね。そういう中でプラス18できるのかな。メドが知りたいんですね。

(農業基盤整備TM)

実は、農家数は確かに減っております。農家数は減っておりますが、認定農業者は、急激には増えてございませんで、増えております。それが私どもの目標でございまして、そして、今、鈴鹿市におきまして、認定農業者として、実は専業農家がこの中で現在25名おります。その専業農家の25名は当然認定農業者として40名の中に入っていこうと。ただ、25名以外で、更にこの地域で新たな、いわゆる専門的にやっていこうとする方を誘導させていきたい。そのための基盤整備だというふうに我々は考えてございまして。かん排事業に続く、県営土地総という事業も非常に地域の要望も高こうございました。

それはなぜかと申しますと、いわゆるパイプライン化して、蛇口までひねることで農業ができるのであれば、そういうふうな効率的な農業をして欲しい。それでやられる農業振興を図っていきたいという強い要望がございまして。ですから、そういうふうな基盤整備をここで進めて、認定農業者等を、先ほど申しました専業農家25名でございまして、誘導しながら将来40名に、平成22年度でございまして、40名にもっていききたい。そのための基盤整備だというふうに我々は考えてございまして。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

土地利用型農業というのは、一部は大規模営農でこなせるけれども、現実的には兼業農家が担うのではないかと、私は思っているんです。

そういう意味から言うと、一応計画としてはわかりましたけれども、2,116ha引く1,050haの約1,000haが安定して営農できないといけないですね。そういう意味からいう

と、集落営農でやるのか、受委託でやるのかわかりませんが、例えば受委託でやるんだとしたら、受委託を受ける人をどういうふうに育てるとか、それがこの営農計画の裏に引っ付いてないといけない。

(農業基盤整備 T M)

どこか1箇所だけでも水田をやることになると思います、周りの麦が出来ない状況。麦が出来ないと申しますか、麦は湿害等非常に嫌いですんで、そういう意味合いで行政的な手法として、これから集団転作というのを持っていきたい。

それが具体的な手法としては、認定農業者等が中心となってそれらが組めれば一番いいわけですが、そうじゃなくとも委員少々おっしゃいましたが、地域営農というレベルで、地域で自治会等がですね、自治会とか農業組合というのがございます。そういうレベルで集団的な作付麦、大豆等の作付が出来ればですね。これは他の地区でも非常に頻りにやっていることとございます。そういう意味合いから、集団的な対応は出来ると考えてございます。

そしてもう1つキャベツ、はくさいはですね、もう現実的に5%程度の対応がございしますので、これは更に冒頭、前にも申し上げました土地総等のパイプライン化が出来ればですね、はるかに高いレベルで裏作が出来るんですが、現在の実績を踏まえてキャベツ、はくさい等はカウントしてございますので。そういう意味合いで、この今回の営農計画そのものは、そんなに難しいってというか、レベルの高い計画はしてございません。そういう意味合いから、我々としては実施可能だと思っております、営農効果としては発揮出来るというふうに考えております。

(委員)

今の賢明な説明から、ちょっと理解出来るように出来ないのがありまして。またちょっと教えていただきたいんですが、主穀というものはお米とか、例えば。

(農業基盤整備 T M)

米、麦、大豆、これを主穀経営スタイル。ひとつの我々の専門的な表現ですけれども、主穀経営のスタイルと考えてございまして。

(委員)

そこで問題なんです。水稻いわゆるお米の場合にはマイナスなんです。面積にしる、それから収入にしる、今ここで出された3ページの読みますと、まず金額からすると収益がマイナス6億円ぐらいで、増えていくということは、小麦から約3億円。それから大豆から1億円、そして4億円なんです。こちらが単純に考えた場合に主穀だといわれた3つの分野の中で、6億円のマイナスにプラスの4億円ということは結局マイナス2億円なんです。プラスになってませんよね。

今申し上げたのは何故かという、主穀やってる人の所から40人とかそういったものを確保するということイコール、収入の面からのプラスになっていて、それで費用対効果を計算する時に何らかの形でプラスアルファ効果をやるために、年間800万円所得が何た

らという、ある意味では手厚い何か手当てをするのかも知れないというところから考えた場合、今おっしゃられた説明からその 427 名というのを確保し、そこから投資効果の面でのプラス、マイナスの収支バランスを考え、費用対効果まで一連の流れで見た時にどうも説明が出来ないというふうに思われるんですが、違いますか。

( 農業基盤整備 T M )

委員のおっしゃっているのは水稲で、粗収益で 6 億円をマイナスしているということ。それに加えて、小麦は 2 億 3,000 万円であり、大豆が 1 億円であって、その差は 3 億円じゃないですかと、こういうことでしょうか。

( 委員 )

今の結果だと小麦が 3 億円と 2 億 3,000 万円だから 5 億円で、それから大豆が 1 億円だから 6 億円で、水稲でマイナス 6 億円されたので、プラスマイナスゼロという形で今見えるんですよ。

細かい計算の所もそうなんですけれども、言いたいのは大前提が崩れてるんじゃないかということだったんですわ。どういうことかということ、今 1 ページの所の目標が 8 年後には 427 人、その重荷になっているのが主穀というこの 3 つの作物に関わる人々を増やし、それで収入を増やし、そういうことが将来的に B / C にも響く、そういう形でこの計画は無理がなく達成出来るんだよという見込みでやっていくんだという前提だったと思います。

それを今よく数字とかいろんなもの見た時に、このまず目標の 427 人というものの部分に私はちょっとこだわりではないけれども、どうも難しいんじゃないかなと。それを裏付けることとしての収益の所でメリットが無し。そういうふうに見えるのはどう考えたらいいのかということです。

( 農業基盤整備 T M )

まず委員おっしゃっている、鈴鹿市の 207 人が 427 人というよりも、22 人が 40 人とまず考えていただきたい。

( 委員 )

沿岸地域に注目したいということなんですか。

( 農業基盤整備 T M )

はい。

( 委員 )

ということは、沿岸の所でやっているのがプロの営農者だということですね。

( 農業基盤整備 T M )

プロの営農者です。

(委員)

鈴鹿市の200人以上の単位で増えている人々に関しては、いってみればプロじゃないというか、800万円以上の収入があったり何とかするというものとは、ちょっとあんまり考えなくてもよろしいと。

(農業基盤整備TM)

いや。

(委員)

よろしいかわかりません。そしたら、22人から40人に増えた。それで計算的には18人が増えた。そういった要綱等の中で3つの主穀という中では、すでに水稲に関しては期待が出来ないんだと。水稲で減った分全部小麦と大豆で全部補ってゼロになった。そしたら18人に増えたものの、費用対効果の所のメリットというものは、どこでどういう形で出来るんだよという説明が出来ないんじゃないかという。

(農業基盤整備TM)

私どもとしましては年効果額というのは、まずトータルの金額だと考えてございます。そして今、委員がご指摘なされてますその水稲で減している、これは生産調整をしているから減している。その部分を小麦とか大豆とかそういう所にいっている。トータルで年効果額というのは、今回のいわゆるかんがい排出事業を実施することによって、最終的な年効果額はいくらなんかというのが、その計の所で3億8,000万円、これは集計したものです。

(委員)

そうすると説明が出てなかったのは、キャベツとか白菜といった野菜作物による効果が大きいのであって。

(農業基盤整備TM)

はい、ごめんなさい、そういう意味で。これは5%という意味合いで、私はあまり大きくはしませんでしたが、キャベツについても白菜についてもですね、これは面積的には少のうございますが、金額的にはかなりの金額がございます。

(委員)

そうすると、そういうプラスされた今の評価が3億円というものが、次の4ページの所の投資効率の計算になった時にB/Cが1.07に、どこにどういう形で貢献をしているのかということですが。それと関係なしに。

(農業基盤整備TM)

その3億8,000万円ですね。  
2ページのところでですね。

そうですね、もう少しご説明申し上げますが。事業効果の算出にあたって、作物生産効果。先ほどのページでございますが3億8,000万円、それは今のページから出てきたものでございます。で、もう1つは維持管理節減効果、これは、開水路を管水路にすることによって、そういうことが3千700万円。更新効果、これは施設が新たに出来たということ、いわゆる耐用年数が増えたということで、2億4,000万円。関連事業ということで280町が別途の土地改良事業を実施して。だから、全体の先だつての効果の所からは面積的にも差っ引いてございますが、この部分が1億8,700万円ということで、最終的には年総効果額で8億4,947万4,000円。そしてその中でいわゆる廃用損失額、これがいわゆる廃止することで耐用年数がついてない部分については、マイナスとして差引く部分でございます。

そういう前提の中で次の4ページをご覧になっていただきたいと思う訳ですが、4ページは妥当投資額というのが、今申し上げました総効果額をいわゆる還元率×建設利息率。この耐用年数等を踏まえた全体の還元率で事業を修正する訳でございますが。妥当投資額は、これがひとつの手法でございますが、これが114億2,861万円。投資効率は、というのが妥当投資額でございますので、その妥当投資額を総事業費、これは関連事業費も含めた総事業費でございますが、これが107億1,000万円ということで、B/Cが1.07。現段階でございますがそういうふうな1.07の算出をしております。

(委員)

それで言いたいのは、最後に1つ言わせてください。要するにいろんな形で農業基盤の設備を整えて、それから営農者も増やして、それで得られる効果というものの重みと、その付加的な価値で生まれたものがフィフティ、フィフティ、半々だということが2ページで言えるかと思えますよね。

申し上げるのは何かというと、一応この項を基盤設備をしたことによって作物の生産効果で何かのベネフィットが上がったとかそういうことではなく。その付加的に関わっているものが半分という形でのプラス効果があって、それでB/Cが1.07なら1.07なりに何々になっていくんだとの説明のほうがわかりやすいということなんですよ。

要するに純粋に農業による影響がこうこうだということの説明をすると誤解を招く。だから別にこれがいい悪いということじゃなく、純粋に農業によるベネフィットがあれだけ上がるとは誰も思わないような中で、どうしてなったのかという説明が、先ほどからずっと聞いてもなかなか苦しい説明で終止していったと。

むしろそうじゃなくこの新しい不可価値の効果というものは、決して悪いことをやって得るものではなく、当然取るべきものがきているというのが近郊型農業のひとつのメリットだという説明をしたほうが素直だし、わかりやすいんじゃないかということが言いたくて。どこにそういう根拠を示すのかなというのが知りたかったんですわ。それ、そういうふうに理解してよろしいんですね。

(農業基盤整備TM)

失礼いたしました。私、特に作物生産のことにシフトした説明ばかり。当初、前回の質問がそのへんを中心とした質問であったということで。特にそのへんの別途の部門の効果をご説明申さずしてしまったので申し訳ございませんが。いわゆるそれ以外の効果、当然

それ以外の効果で最終的なトータルの話として。

(委員)

話が合います。

(農業基盤整備 T M)

合うというか、そういうふうなという話でございまして。どうも説明が不足でございまして、申し訳ございませんでした。

(委員長)

今、おっしゃったの 2 ページで、この作物生産効果以下の項目はこれ基幹水利施設効果だと。

(農業基盤整備 T M)

そうなんですね、はい。

(委員長)

それに付帯して生産効果も上がってるんだよというご説明ならば、すんなり理解いただけました。

(農業基盤整備 T M)

そうなんです。私はそのへんを端折ってしまって、申し訳ございません。

(委員長)

でも大事なご指摘で基幹水利施設効果というものがあるんだということ。他にいかがです。鈴鹿川沿岸につきまして。

(委員)

1 点だけ。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

今日いただいた 3 ページの所の先ほど詳しく説明された部分で、これはもう単純な質問なんですけど。例えば小麦の所ずっと増加粗収益の所で、効果要因の稲転って、これつまり転作の補助金のことになるんですか。結局備考の所に書いてあるんですけど。備考の所に h a 単位ですか、これ 6 万 3,000 円。

(農業基盤整備 T M)

いただいたその転作補助金も、その中に入れてございます。そういうカウントをさしていただきました。

(委員)

ちょっと心配するのが、例えばそういう補助金だとか、あるいはお米の水稲の値段だとかというのは、常に現在の部分で固定して計算されるわけですよ。例えばお米なんかでも関税が今すごい何百%って、僕ちょっと細かくは知らないんですけど、あれ暫時下げていくというふうな計画が出ております。あるいは転作の部分でも少し下がるんじゃないかという話もちらほら聞こえてくる。転作が下がる下がらないというのは将来的にやり方が変わってかないと予想は出来ないから、これはいいとしても。

例えば水稲なんかの値段が下がっていくっていうのは、かなりその WTO 関係で何百%というのが将来に向かって減っていくのは、ある程度計画で書かれていますよね。そのへんというのは、あまり気にしなくてもいい訳なんですか。なんかまともにあのへんが結果的にはもう黙ってても非常に響いてくるような気がするんですよ。お米の値段なんか今見えていますと。

(農業基盤整備 T M)

答えから申しますと、計画する時点の米価というのをベースにしてございまして。そういう意味で委員ご指摘の将来の米価がずっと下がれば、また違うんだろうとおっしゃられれば、まさにそうかなって気がするんですが。いわゆる現時点、今回も現時点で出しております。

(委員)

それしか出し方がないなと思うんですけど、B / C が 1.07 ですから。今回はそうやって出すのかなって思うんですけど。なんか厳しいですよ、米に関してはなんかどうしても将来的には下がるだろうと。ちょっと下がっただけでもかなりきいてきますから。そういう心配はありますから。いろんな手立てで。それこそ先ほど委員がおっしゃられた改良普及だとか、専門技術委員だとかですね。やはりこういう急進的にやられたところには、より積極的にアピールして、収益を維持出来るような作戦というとおかしいんですけど、新しい技術も。あるいは足げに通うとよく言われるように、やはり通うと地域の技術と新しい技術がうまくミックスできて実用化する。常に新しい技術だけではどうしようもないと言われるんですけど、そのへんをやはり入れてかないとですね。さしあたってはそういう出し方しかないんで、1.07 が出るでしょうけど。

実際にそれが近い将来米価が下がっていくとかですね、見えてるような所があるんで。かなりそういうこう、先ほどおっしゃられたそちらの部門ではこれで。しかし普及で農業としては、もっとなんか支えていかないとですね、せっかく投資した金額が無駄になるという。そういう意識も持って普及員の方は一生懸命やらなきゃいけないなというふうな、そんな気がします。

(委員長)

今のご意見でよろしいですか。

(委員)

はい、前半でそういう。あれしかしてないという、入れないという話で。

(委員長)

明確な回答いただいた。

(委員)

ええ。

(委員長)

他に鈴鹿川について、どうぞ。

(委員)

1 ページのその人員の所なんですけれど。どうもこの 22 名が平成 22 年度に 40 名になるっていう所がちょっと疑問なんですけれども。平成 4 年度に着工されていてですね、その当時の例えば平成 12 年度の鈴鹿川沿岸のいわゆる農業従事者とか、そのような推定っていうのは、その当時どうだったんでしょう。例えば平成 5 年度はこの農業従事者というのは、例えば鈴鹿川沿岸でどの程度みえたんでしょうか。

(農業基盤整備 T M)

農家人口というのは、私申し上げました 2,308 人、これは基本的には大きな変動はないと思います。

(委員)

22 人が 40 人になる時に、やはり高齢者の方はリタイアしていく。それ以上にこれ 18 人だけではなしに、それ以上に上乘せをしなければですね、なかなか 40 人にならないように思うんですがね。いったい当初計画とはどのような数字だったのかなという。

(農業基盤整備 T M)

実は認定農業者というシステムが出来たのが、農業経営基盤強化法ということです。この時は、私どもが計画をしていた時は、平成 4 年度ですから、こういう認定農業者というシステムが出来る以前に既にもう事業が走っている訳でございます。ですからその当時は、今あまりにも楽じゃないと言われるかもわかりませんが。ですから私もその当時の営農計画を、一部修正させていただきたいと冒頭申し上げたのは、今、このような格好でいわゆる農業経営基盤強化法に基づく認定農業者という格好で担い手を育てていく。そこでのシステムになったのでですね、また再度考え方を変えさせていただいたということで。その当時担う人が、22 人じゃなくて何人ぐらいいたのかというと、ちょっとここでは答えられないので申し訳ありません。



(委員)

ただ、その八十数億という巨額な資金を投じて、着工するに際しては、当然その計画っていうのがあって然るべきのように思うのですけれども、見通しってのが、ちょっとそういう点で疑問に思ったので、お尋ねをした訳ですが。

(農業基盤整備ＴＭ)

こんな言い方で申し訳ないんですが、その当時は認定農業者を何人にするか、あまりなかった、地域でね。ただいわゆる集団的な麦作をすとか集団的なものをする。そして特に申しました露地野菜等について、都市近郊ですから有利な地形的条件もあるので、それは挙げていこうという話がありまして。その程度というともた怒られるかわかりませんが、そういう計画でございまして。

今回、前回指摘されたことで、私どももこう言及出来なかった部分を、今回事務所、それから市、そして普及所ですと詰めさせていただいて、これ確認というレベルでございしますが、そんなことでございます。当初の計画を指摘されると、もうまさにそういうことかもわかりません。

(委員)

ちょっと、いい。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

今の話なんですが、この事例に限らない話です。この前も昨年も多分林道で大変もめた林道が1件ありましたが、その時にも思ったんですが。計画を作った当初のその考え方というものは、多分出てくる時に整理をされてですね、1回それが出てきて、そのものがあるってそして今の時代背景に応じた理屈があって、今回見直していただいたということも大変結構なことなんですけど。

多分そういうものが、評価の段階で少し今後いるんじゃないかと思うんですよね。事務局のほうも一度そのへん出てくる段階で、やはり計画の当初の考え方がどうだったのか。そしてその時代背景、もちろんその時の時代背景ですから、今おっしゃられたようにアバウトなところもあれば、逆にある部分だけを非常に特化して見てたということもある。それが時代背景として変わってきたんで、こういう捉え方をしたという順番がないとですね。何年か前だったんでちょっとはっきりしないというような感じのそのことが多い。前もよくあるんですよね。

どうも公共事業として県として1つの事業を引き続いてやってきて。そうなってくると長期に渡ってやる事業がもう自ずと認められないような気がするんですよ、そういうことになってくると。つまり最初計画を立てた主旨が次の人に伝わってないということなる訳ですね。そうなってくるともう公共事業を長期に渡ってやる理由がないじゃないかと。当

初計画を立てた人たちがいる間にやりなさいよと。公共事業というのは何年かで一気に片付くしかないよと。どんどん切って切ってやってきなさいよと。やはり何年か、かかってやらざるを得ない事業の場合は、当初計画をどう立てたかというのがきっちり残って、常にそれと比較しながら時代の変化を説明出来るというふうな考え方をとってないと、こういう長期の事業というのは、多分認められなくなるような気がするんですよ。そのへんをもう一度、皆さんこう整理をしていただかなきゃいけないと。これはちょっと今回の事業、ちょうど今そういうご意見が出ましたんで、そういう捉え方を私は感想として持ちました。

(農業基盤整備TM)

ありがとうございます。私どもは基本的には今委員おっしゃったような当初じゃなくて現時点、基本的には現時点で見直して、それらのいわゆる計画がどうなんかというのを、こういう機会に、きちっとやるべきだと思ってまして。

これからお話をさせていただく川島地区は、前回私現時点に置き換えた営農計画ってご説明させていただいたと思うんです。これは実は当初計画で前回説明させていただいたのでこういうふうな矛盾が生じてきております。矛盾って申しますか、現計画を説明するということになる、前回のを訂正させていただいたということになる訳でございます。

(委員長)

はい。たまたま川島地区という単語が出ましたけれども。どうです、鈴鹿川沿岸についてまだご質問は。よろしいですか。それでは先ほど2番目にご説明いただいた川島地区に移りますが、ご意見、ご質問どうぞお願いいたします。委員どうぞ。

(委員)

今、行政といいますか県が対応できる範囲のご説明をいただいたということでしょう。その範囲では、最大限の努力をしますというふうに宣言されたというふうに理解しました。

ところで、先日、朝日新聞に、農地法だったのか、ちょっとうる覚えなんです農振法だったのか改正してですね、地権者の協定を定めることによって、農地保全をしていくという制度を検討しているという記事が載ったんです。ご存知ないでしょうか。

(農業基盤整備TM)

そのようなことを検討しているという話は聞いたことがあります。

(委員)

その切抜きを持ってくればよかったなと思ってるんですが、多分来年の国会で成立というタイムスケジュールのような印象を受けたんですね。今の制度で対応できる話はここに書いてあるんですが、先ほど土地利用促進協議会等で、その中に県も入っているから頑張りますという宣言をされたんですが、その中に、例えば法的担保を得る努力をする。もしまだ制度化されてないものを取り上げてというのは不確定要素が多くて難しいと思うんですが、そういう制度が出来たら、それに取り組んでいただくとか、プログラムの話を方針として言っただけだと結構と思います。精神論としては協議会の中に県もメンバーと

して入っているから頑張りますということなんでしょうけれども。例えば、その農地保全が担保できるような仕組みが出来た場合、それに取り組むとかですね。そういうプログラムのものを言っていただくと非常に心強いなという印象があります。

（農業基盤整備ＴＭ）

委員が今おっしゃったのは、地域協定に基づく土地利用ということだと思います。これは、少し聞いたことはあります。ただ私個人としては、現実的になるのかどうか非常に難しいかなと思っておりました。この協議会の中での議論だということは聞いております。

（委員）

だから制度化されてないものをやりなさいという言い方は、私は出来ないと思うんですけども。精神論で頑張りますということ以上に、何か取り組む方向性のようなものを示していただいたほうがいいに決まってるんです。そのようなことが出来ないかという提案なんです。出来たら、換地前に当然このような増反した所ですから長期に営農するし、土地利用としても面的に営農環境を守るということは地権者として当然合意のはずですから、当然地域協定を作りやすいと思うんですね。

従いまして、もしそれが制度化されたら、まず最初に候補に載る箇所だろうなという印象があります。具体的な方向性を含めて頑張ると言っていただくと非常に素晴らしいなと思っております。後半はコメントですので。制度化されてないものをやりますと言えないでしょうからコメントです。

（農業基盤整備ＴＭ）

ただもう、回答にならなくて、また繰り返しの話でございますが。私ども土地利用の協議会作ってございます。これにはたびたび特に完了間近になってきたので、非常に頻繁なコンタクトを取ってございます。こんな中で将来に渡ってずっと、私どもだけでなく、市も入ってる、ＪＡも入ってる、公の部分も入ってます。そんな中で、もうここに書いてあることですが、農業振興の手法だけでなく地域全体。そしてそのための私ども、いわゆる非農用地の設定もしておりますので、これについて厳格な目で監視していきながら、優良農地の保全に務めていきたいということです。後のコメントについてはちょっと私にもわかりません。聞いたことは確かにございますが、ちょっと控えさせていただきたいと思えます。

（委員長）

今の委員のご主旨は、転用の防止についても厳しく監視していきます。具体的にどう監視するかというと非常に難しい。精神論では厳しく監視する、ではどうなんだという所が委員は欲しいんだけどもというご発言だと思いますけれども他にいかがですか。川島地区。どうですか。ようございますか。どうですか、すべておっしゃっていただいて。

（委員）

いかにも転用されそうだと、誰がみても転用されるのではないかと感じですから、そう

ならないように努力をしようということ以外にないんじゃないかと。

(委員長)

はい、ありがとうございました。それでは鈴鹿川沿岸、そして川島地区ですけども、再審議これで終わりますので、ありがとうございました。

(農業基盤整備TM)

ありがとうございました。

(委員長)

委員の方、引き続き執行案の宿題を頂戴して、そして最終意見書まとめたいと思いますので、もう少しお願いします。

ご準備よろしいでしょうか。それでは説明再開いたします。お願いいたします。

(港湾・海岸TM)

浸水メッシュ図でございます。委員の皆様方に配布させていただきました。大変申し訳ございません。資料3-3の1ページでございます。水色で示しました区域は浸水区域を求めるためのメッシュ図でございます。そんな中で太い水色で囲った線がございます。この部分が浸水区域でございます。

次の2ページちょっとお開けください。直背後のその部分につきましては、当初ピンクで塗らせていただいていた部分を消させていただきました。それから向かって左側の凡例のある部分、そこもピンクを浸水想定区域を抜かさせていただきました。メッシュ図の紺の太い線で囲った部分を、この相差の平面図の浸水想定区域として移させていただきました。

(港湾・海岸T)

大変申し訳ございません。少し補足をさせていただきます。午前中に審議いただきました資料3-2で、当初そのピンクの色の着色部分が間違っておりますして申し訳ございませんでした。先ほど資料3-3でお配りさせていただきましたこのメッシュ図のうち、濃い青でくくらせていただいております部分が50年の確率で浸水するエリアでございます、1メッシュが50m×50mの面積となっております。このメッシュ図で浸水するエリアが、この太い青い、濃い青いメッシュが58メッシュございます。1メッシュが50m×50mですので0.25haでございます。それが58メッシュをかけますと、午前中にご審議いただきました資料3-2の4ページで、50年確率の波が来襲した場合の一番上段の浸水想定面積の14.5haがこの数式から導かれております。

(委員長)

それでもう1つの問題は、この面積は計算上のいわゆる基礎数値に対して何ら変更することもない。ただ図面の間違いだけだということでございます。今のメッシュ図の訂正ですけれども、これは非常に重大な問題ですので二度と起こらないように、よろしく願い

いたします。この宿題に関しましていかがでしょうか。ご意見頂戴いたします。

(委員)

単位戸数は変わるんですか。

(委員長)

実は、私の質問もそれを含んだ質問だったんですけど、先ほどは。

(港湾・海岸TM)

1メッシュあたりですね、3戸をみております。

(委員)

平均値でやるんですか。

(港湾・海岸TM)

平均値で求めております。

(委員長)

委員からの追加質問ですけれども、この地図は何年作成、つまり10年前の地図なのか現況なのかということですが、今の話3戸云々のことありますが、3戸というのは昔も今でも多分そういうことなのでしょうけど、3戸と出してきた平均の数字には影響してくるでしょう。

時間がありませんので、それはちょっと調べてください、終わるまでに。質問続けたいと思います。どうぞ。

(委員)

先ほど議論になったんで、そのままちょっと次が出てくるまでと思って質問を控えてたんですけど。これ最初に漁港がこちらにあるのを伺ったんですが、こちら側からこれは右側の何て言うんですか、メッシュ図で言うと上のこっち側の工事ですよ。

(港湾・海岸TM)

はい、そうです。

(委員)

ですよ。ここ浸水域でカウントしました。そこで漁港こっち側にありますよね。ここがへこんで、そこはもう改良終わってるわけですか。その漁港を改良した時に、この浸水域というのは同じような浸水域だったわけですか。漁港の海岸を工事した時には。

(港湾・海岸TM)

申し訳ございません、確認しておりません。

(委員)

そうすると、もしも漁港を工事した時にここが浸水域だとカウントして、漁港改良をやって、ここが浸水から守られますよという話を、もしその時にそういう考え方で計画を立てているならば、本来ここは守られなかった訳ですよ、歴史的に言えば。

(港湾・海岸T)

ダブルカウントです。

(委員)

ダブルカウントされてるわけでしょ。であればここを守るためには上もこっちもいるんですよ、工事としては。そういうことですよ。いや、それがいい悪いっていうんじゃなくて、考え方としてそういう考え方はどう整理すればいいのかなというのが、ちょっと僕にはわからないんですけど。

つまり、ここで今やる工事は、この工事をやればここは確実に高潮から守られるよということが保証出来るとは限らない訳ですよ。そういう考え方ですよ。そうすると、それは被害額が守られるというふうないう訳ですか。それは僕はよくわからないんですけど。どうなんですか、そういうのは。それでいいんですか、計算は。そこはそこだけで計算するし、もし他がこっちが工事されてなくて、こっちがまた工事やる時はこっちもダブルカウントしてやってくと。どんどんカウントしていくと。何か1つの事業だと、まるでここが確実に守られるから、「ああ、この費用かけてもいいんだな」と納得するんですけど。それだと何か話が全然違ってくるなという気が、ちょっとしなくもないんですけど。捉え方ですね。海岸工事の考え方をお聞かせください。

そうしないとB/Cが、何か、結局全然ベネフィット出ないじゃないかという話になりますよね。そこの工事しか見てなくて、本来そこの地区っていうのは、2つの海に囲まれているんだったら、あるいは後ろもそうですか、湾かなんかかな。であれば全体からしてここをどう守っていくか。その時のコストというのは一体いくらで、ベネフィットはいくらなんだというのをトータルで出した上で工事を配置していくというのが、本来その海岸のアクション計画の中に出てくるはずであって。今の説明だとここがあれだとほとんどですね、こっち側の堤防に接してる所ですから。そういう考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(港湾・海岸TM)

これは、確かに農林水産商工部所管の海岸と私どもの海岸とのそのちょうど狭間と言いますか、どちらかという農林水産商工部所管の海岸の背後の人家を守るような形になっております。私どもといたしましては、あくまでも農林水産商工部所管の海岸は既に終わっているというような考え方を持って、私どもの海岸に対する浸水被害のベネフィットを出したいというふうな、あるいはコストは計上していく。

(委員)

別にこれは、それはあなた方の海岸ではなくて、この地域の人たちが住んでいる海岸であって、そこが農林の事業でやられるのか、海岸でやられるのかというのは、県の投資額としては全く変わらない。だから、あなた方が考えるんじゃなくて公共工事としてベネフィットとコストを考えればいい訳であって、あなた方の仕事と言われれば、これはこの海岸はこのまちの人たちの海岸であるんだから、その人たちの財産と生命を守るためにどの工事を選択するかというのは、県として広い眼で見るとはならないというような気がしますね。では考え方としてはもう1回きっちり考え方をお聞かせ願わないと、今の話では考え方ではないですね。

(委員長)

いかがです。

(委員)

ベネフィットのダブルカウントってことはコストが何倍かに。

(港湾・海岸TM)

一連的な海岸として、やはり事業継続的なものを審査すべきだと。

(委員長)

ただ今の話をもう少し詰めるには、漁港改修の時にどのようなB/Cそして被害想定区域をされたかと。それと突き合わさなければ少し論点は整理できないんじゃないかと。もしマップ上でもダブルになっていれば今ご指摘のように、もう明らかなダブルカウントになってくるっていうことですから。

(委員)

もしダブルカウントされていたら、多分もう今更別にどうというわけじゃないんですから。そこに対する県の考え方というものを同時に示していただく。あるいはダブルカウント絶対されない手法を取っておりますよという証明が出来れば、それはそれで全く問題ないし。されていたら考え方を出していただくという形をお願いしてよろしいでしょうか。

(委員長)

相差に関しましては、今のお話ダブルカウントの可能性が有りか無しかということで、次回ご説明いただきますが。合わせて何かこの点もお願いしたいということございましたら。

(委員長)

作業を増やしますけれども、現況の施設基準でも何でもいいんですが、大変申し訳ないですが正確をきすために、現況のところこれメッシュ切っていただいて家屋に色を塗っていただく、上から。大丈夫ですか、それで。

先ほど宿題になってました、1メッシュ当たり3戸の60メッシュくらいとして180戸

ですが、それがずっとB/Cのカウントに効いてるのか、効いてないのか。それから浦山委員は明確に言われましたけど、全国もしくは三重県でメッシュで3戸使われている。おそらく内海と外海は違うと思うんですけども。それ本当かどうか見たいので、ちょっと勝手なお願いですが、一度その家屋に赤か何か付けて、メッシュの中の3戸で計算したのと、実態とがどのくらい合っているかということを一覧見せていただきたい。勝手なお願いですが。

(委員)

10年間の家屋数の変化はどういう状況ですか。

(港湾・海岸TM)

10年間の家屋数の変化というふうなことで、ちょっと今お手元に資料ございませんもので、ちょっとまたそのへん。

(委員)

では、次回にご一緒に。

(港湾・海岸TM)

はい。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

ちょっと資料を整理したいんですけども。この一番最初にいただいた相差のこの地図が、最終的に今いただいたこれに差し替ってということですか。合わせてみると浸水想定区域がずいぶん広がってるんですけども、広いほうでよろしい訳ですか。それと、メッシュ図のほうとつき合わせますと、メッシュ図のほうは最初に色を付けていただいたものの半分ぐらいになっているんですけど。この浸水メッシュ図とこの最終差し替えの浸水想定区域が、どうオーバーラップするのかがわかりにくいので、ちょっとわかりやすいように整理いただきたいんですけども。

(委員)

それはおそらく、スケールの差でそうなっていると思います。このメッシュは1cmが50mだから、5,000分の1なんですよね。色で塗られてる所は、10,000分の1ですよね。それで面積では4倍も差があるようなものを、無理やりに合わせようとしてるからこういうことが起きるので。まず、メッシュ図のスケールとここに出されているものとどちらかを統一させる。あるいは、スケールをどちらでもいいので合わせてわかりやすい形にすれば、いろんな混乱が逃れるんじゃないかなというような気もいたします。

ただこの図の色で塗られた所の縮尺のスケールを見ると1cmが100mだから1:10,000



なのに、その下に書かれているものは約 2 cm が 100m だから 1 : 5,000 で、いかにも後ろのメッシュと同じようなスケールになったように、また二重におかしいスケールになっているんですよ。だから地図のスケールを合わせていただきたい。その部分は非常に大きく多分差が出てくると思うので、その部分を合わせていただいて。

(港湾・海岸 T M)

一度このメッシュと現地のピンクに塗っとる部分を、オーバーラップ出来るように工夫させていただきます。

(委員)

その時に、もう少しエリアを全体の資料いただく時にエリアをもうちょっと引いていただいて、その漁港の部分と、今回の海岸事業の部分と、今回の浸水想定区域と漁港の時のその海岸事業ですか、過去にあったという部分のその事業した部分と、その時の浸水想定区域と、全部 1 つの地図上に落としていただくと一番わかりやすいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(港湾・海岸 T M)

漁港整備事業のほうは、浸水区域はまだあると思いますので、1 度漁港整備事業とも調整を取ってみまして、オーバーラップというか、その漁港のほうの浸水区域がわかれば、そのような形で書かさせていただきます。

(委員長)

よろしくをお願いします。それと漁港改修は何年前かわからないんですけども、その時の計画書があれば、委員が言われた当時の人口とか家屋、そしてこの計画の家屋と比較できるかと思いますので。これももしあればよろしくお願いします。ただ、その当時の現況戸数とか、そういう基礎数字は変わらないと思います。ですからもし、これが 10 年前の漁港改修ならそれを合わせることによって、戸数がどう減ったか増えたか、わかると思います。

(港湾・海岸 T)

戸数の話ですけども。先ほど委員おっしゃられたこの B / C のマニュアルでは、1 メッシュあたり何戸ってあるので、浸水エリアで戸数を結果的には出すような数式になっておまして、この相差地区は 1 メッシュ当たり 3 戸というふうカウントしておるんですけども、鳥羽港の岩崎地区につきましては、この 1 メッシュ当たり 6 戸。的矢地区は 5 戸ということで便益をそれぞれ計算させていただいております。

(委員)

3 戸って出すのは、戸数から出すんですよね。

(港湾・海岸 T)

このメッシュ図を見てです。

(委員)

実際に現地でそれを拾ってじゃなくて、あくまでもメッシュ図の上から。

(港湾・海岸T)

そうです。

(委員)

現地の戸数というのは、この事業をやる時には、正式な数字としては何も持たずに事業を進めるわけですか。メッシュからとった数字は持つにしても、現地の戸数だとか、現地の家の建ち方というのは、あくまでも地図上で取るんであって現地の数字は取りはしないということですね。

(港湾・海岸T)

そういうことです。

(委員長)

はい、ありがとうございます。相差に関してかなりの宿題が出ましたけれども、次回よろしくお願いします。他にいろいろあと2点ほど大きな質問がございましたけど、ご回答をお願いします。

(港湾・海岸TM)

的矢港の横断図でございます。現在ある既存の堤防の法尻を推定として書かせていただいております。当然、そこまで入ることが基礎地盤につくというふうな格好でございます。それを避けた中で地盤改良を、あるいは鋼矢板を設置させていただいております。既存の断面、いろいろな断面ございますけれど、代表的にはこういうふうな形で私ども書かせていただいております。前出しが5.46mの幅がございます。私どもの背後は3m搬入路通路として設けて、背後については地元の意向等も踏まえてこういうふうな形になっております。

(委員長)

主にご質問された委員よろしいですか。

(委員)

ええ、理解できました。

(委員長)

はい。他に断面図に関して、ご質問ございましたか。

(委員)

最初からああいうふうに出してくれたら、すごくわかったんですね。

(港湾・海岸TM)

そのような形で書かさせていただきます。

(委員長)

ご苦労さま。あともう1点何か別途事業で質問あったような覚えがあるんですが。今の質問は3点と覚えていたもので。

(港湾・海岸TM)

阿津里浜地区でございます。委員から写真が、養浜が済んだ後なのか、前なのかというお話がございましたけれども、これは平成13年9月に撮影したところでございまして。平面図で見させていただきました、黄色と黒の部分まで済んだのちの航空写真でございます。

(委員長)

それでさっきのご説明の時は、入れたほうから未整備のほうに流れて行くというようなご説明でしたけれども、この写真はそれを反映してると見てよろしいんですか。つまりこの写真でいうと左側へ搬入して、それが波ですっと右へ右へと流されていく。

(港湾・海岸TM)

はい。若干私もこの撮影年月日との照合の中では現在、ご説明させていただきましたように養浜工がすべて入れられて、若干こちらのほうといたしますか、その部分へですね、特に際のほうに風で持って行かれたり、あるいは前面に実は堆積しているというふうなことも聞いております。

(港湾・海岸T)

それと浸食の実態はどうであったかというふうなご質問でしたけれども、浸食の場合は全国的にならして、年平均6分の1mずつ浜が浸食されている。これは現場によって違うんですけれども、そういった実績もございます。ここでは実際にどうだったかという、資料は持ち合わせていないんですけれども、概ね年16cm程度ずつ浜が痩せていってきていると。

それと波が超える実績があったのか、浸水の実績はどうだったかというお話をいただいたんですけど。伊勢湾台風の時にはこれ破堤して浸水したという記録が残っているのですが、その後幸いにもといたしますか、破堤とか大きな浸水の被害というのは、国道が止まるような、そういった被害は幸いにして今のところ出ておりません。

それともう少し防護の必要性を説明される時に、ここではなかなかその被害の状況という、程度の状況がわかる写真がないというお話をいただいたんですけど。私どもあればこういった形のプレゼンテーションに随分使いあわせていただきたいと思いますけれども、なかなかここにつきましてはそういった台風時で写真を撮れるチャンスというのはなかつ

たんですけども、現在手元に持ち合わせておりませんでした。

残事業につきましては、あとこの青い部分はどうするんかというお話を随分いただいたんですけども。環境整備事業、何度もいいますが、防護に加えて利用の面も考慮することで、今後青の部分につきましては、そういった防護と利用の面が上手く調和できて、そういった地域の産業でありますとか観光面としても、資源として生かせる側面もありますので、そういった所で関係者の方とは調整させていただいてですね。とりあえず防護の当初の目的につきましては、水準を保てるようにそういった所で両立が出来るような、そういった方向で協議を進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

私も1個だけ。そうすると、工事がこのまま予定通り進むかどうかは、まだこれから検討しないとわからないということですよ。少し削減する場合もあるかもしれないということで、よろしいんですね。

(港湾・海岸T)

上手く両立が出来るように、調整をしたいということでもあります。

(委員)

はい。

(港湾・海岸TM)

背後に海女小屋がございます。私ども現在考えているのは、海女小屋の部分を駐車場と私どもは考えてはおります。そのへんの地元とのやり取りというか、そのへんも含めてでおります。それと現在なだらかな海浜結ばれております。私どもこの海岸の計画は関係者の階段護岸で行っております。従いまして全体的にどこから入っても、浜にたどりつけるような施設にしております。

(委員)

今おっしゃった基本コンセプトは、海女小屋をめくって駐車場にする。それは関連事業かなんかでしょうか。

(港湾・海岸TM)

現在計画はそうでございます。しかしそのへんが地元調整が残っている。そういうことでございます。

(委員)

地場産業というか、古来の伝統産業を潰してまで駐車場にしなければいけないのかなというふうに、かなりショックを受けまして。早急にいろんなことも含めて、試行錯誤をしていただいて、何か代替案というかもっとよりよき方策というのを考えて欲しいなというふうに思いますね。

(委員)

ちょっと質問なのですが、その写真は平成 13 年の 9 月ですよ。そうするとこの最初にいただいた資料の 4 ページの計画表を見ますと平成 13 年度に関係した堤防既に全部終わってますよね。その場合もあそこでさっき言った部分は全部もう堤防か何かが出来ているわけですか。それとも工事は、これから平成 13 年度に一気にあそこを繋いだ訳ですか。どこか残っているんですか。

(港湾・海岸 T)

471mのうちの 30mの所、160mの部分が残っております。

(委員)

わかりました。では平成 14 年度は人工リーフだけやって。ブルーのこっち側のこの色わけの黒い所は堤防が終わっているというんじゃないくて、ブルーの中に入ったブルーの堤防だと理解すればいいわけですね。色分けとこれと誤解してました。

ということは今からあそこが進んでいくということですか。

(委員長)

参考までに、もしあそこに駐車場を作るとすると、そういう計画あるとすると、それに付帯してトイレだとか日よけだとかそういうのも入ってくるんですか、その計画には。

(港湾・海岸 T M)

トイレは既にもう作られております、ちょうどその部分に作られています。

(委員長)

それは別事業ですか、この事業ですか。

(港湾・海岸 T M)

別事業でございます。

(委員長)

はい、わかりました。

(委員)

すいません、駐車場も別事業ですか。

(港湾・海岸 T M)

今のところ別事業でございます。

(委員長)

さて、ご説明いただきましたけど、まだ委員の方で私の質問したのが残っているというようなことがございませんか。

(委員)

どなたかがお聞きになったか、私が聞いたのかもわからないけど、浸水想定区域の中に何か守るべき物が、どういうものがあるんでしょうか。国道はライフラインということおっしゃってましたけど、このピンクに塗った部分は、どういう建造物というか、人家はないとかさっきおっしゃってましたし。

(港湾・海岸 T M)

人家はわずかですけれども 8 戸ございます。それと後はもう農地になっております。背後は国道 260 号線と水田です。

(委員)

あの地図では、どこに 8 戸が表れているんですか。

(港湾・海岸 T M)

その部分です。右側にもあります。

(委員長)

さて、丁寧な追加説明いただきましたけれど。いかがですか、委員の方々。

(委員)

地元調整は、大体いつぐらいを期限にやっていただけるのか。目標として、ここの地域の。

(港湾・海岸 T M)

私どもは年度内に何とか調整したいというふうに思っております。

(委員)

そうするとまた年度内にお持ちいただくのか。

(委員)

丘が上がっていただくという方向で調整するのか、黄色いゾーンに動いてもらうという方向で調整するのか。

(港湾・海岸T M)

海女小屋に私どもの施設がかからないような、要は現在あそこの堤防を海女小屋から外して考えておりますので、そのまま海女小屋として残していくのかと。

(委員)

駐車場の予定なんですね。

(港湾・海岸T M)

ええ、それはまた海女さんのほうとですね、どいていただくような形であれば駐車場として整備していきたいというふうに思っております。そのへんのまだ交渉的な話ってどうか、そのへんはまだ調整しておりません。どこへ海女小屋を持ってくかということも、まだ調整しておりません。

(委員)

例えばある程度の目途がつくというか、ある程度の代替案が出るまで、更新期を少し延期するということはできないんですか。

(委員長)

いや、それは意見書の取りまとめの時に、委員の方々にご意見頂戴いたします。

(委員)

最後にこの事業を採択するに当たって地元から要望書が出てますよね。その要望書の中身を次まで見せてください、日付と共に。その時にいろんな写真とかが多分付いていると思うんですけど、そこも含めて拝見したいと思います。

(委員)

暫く説明をお聞きしていて、最後の最後に話の筋道が見えなくなってきたんですけど。最初に説明していただいた時に、その砂浜の砂がなくなっていて海岸を守らないと大変なんだ、浸水被害地域がこれだけあるんだという説明がメインだったように記憶してます。ずっといろんな被害の話をされていたように思います。それだったらどうしてあっちから順番なんですかっていう質問をすると、こちら側にちょっとその生産活動している方が見えたんで工事が進まないっていう話が出てくるし。

それから海岸計画のランク付けをする時に、オートキャンプ場がなければその海岸はほっとく海岸でしたというようなお答えが引き出されてくる。オートキャンプ場を作ったのは誰かというとなかな。それで海女さんと鋭意調整してます、調整っていう話は何なんだと思ってよく聞いてると、結局立ち退いてくれっていう話みたいになってくる。立ち退いてくれっていう話で、立ち退いてどうするのかなと思って聞いてると、あそこに駐車場を作りますとおっしゃる。最後にこの航空写真、最初から見せていただいてましたけど、最後にこの航空写真を見せていただくと、あっちのほうにトイレがありますとか、こっちの方にシャワーがあります。これは、もしかしたら全体として、いい海水浴場を何かこう最

最終的に作るつもりで全体計画をして、このへんにオートキャンプ場、このへんにはちょっと大きな駐車場が欲しいなみたいな計画があつての護岸工事だったのかなってようなのが、最後に見えて来たような気がして、すごくよくわからない話に、私の中でなっちゃってます、最終的に。

そこらへんが先ほどおっしゃった海岸っていうのをどう考えるかという話に立ち返る話だと思ふんですけれども。基本的に何がしたいのか。したいことがおありになるとしたらそれをしていくために、例えばこういうふうに計画していったけれども、軌道修正をある程度考える、選択肢の1つとしては軌道修正も考えてみえるのか、それとももう計画ありきでこの計画を遂行するために鋭意調整してますという話ししか出てこないのか。何かそこらへんもよく見えないんですよ。あと残事業これだけですのでよろしく願いますっていうのを加えられると、私たちとしては何とお返事していいかわからないという気になってしまうんです。その全体のリゾート計画みたいなものも別にあるわけですか。

(委員長)

よろしいですか。後たまたま今、委員おっしゃったんですが、この海岸環境事業とは別途、オートキャンプ場の当初計画の絵がどうなっているのかをもう一度見てみたいのです。

(港湾・海岸TM)

第三セクターになっておりまして、志摩町、三重県も出資しております、10%。

(委員長)

県も当初計画を持っていると思いますので、ひとつそれを見せていただきたい。

(港湾・海岸TM)

はい。

(委員長)

お願いいたします。他にどうでしょう。意見書の取りまとめに入りたいんですが、委員の方々よろしいでしょうか。ご丁寧に再説明ありがとうございました。今から意見書の取りまとめに入りますので、事務局どうでしょう。もうこの前のように1時間とか30分とか言いませんけれども、だいたい皆さんのお待ちになる時刻。すいませんが30、40分で意見書まとめてまいりますので、しばらくお待ちください。ご無礼します。

(意見書とりまとめ)

お待たせいたしました。本日の審議案件につきまして意見書が出来上がりました。まだ、皆さんのお手元にはまだですが。私が読み上げます。文章そのものは追って事務局のほうから皆さんにお配りします。

読み上げさせていただきます。



意見書。平成 14 年度第 2 回です。

## 1 経 過

平成 14 年 8 月 6 日に開催した平成 14 年度第 2 回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より海岸事業 5 箇所及びかんがい排水事業、農地開発事業の各 1 箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

## 2 意 見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

### ( 1 ) 海岸事業

- 3 番 相差地区海岸高潮対策事業
- 4 番 鳥羽港岩崎地区海岸高潮対策事業
- 5 番 的矢港的矢地区海岸高潮対策事業
- 6 番 長島港城ノ浜地区海岸環境整備事業
- 7 番 阿津里浜地区海岸環境整備事業

3 番から 6 番については、昭和 61 年度に事業着手し、平成 10 年度に再評価対象事業として一度、審査を経た事業であり、その後 4 年を経過して継続中の事業である。また、7 番については平成 5 年度に事業着手し、10 年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、4 番から 6 番の事業については、背後に密集した人家、公共施設等を高潮から保全するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承する。

### ( 2 ) 農業農村整備事業

- 19 番 かんがい排水事業（鈴鹿川沿岸地区）
- 16 番 農地開発事業（川島地区）

19 番については、平成 4 年度に事業着手し、10 年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、水路の老朽化、生活排水の混入、維持管理の困難化等の解消のため、幹線用水路をパイプライン化し、安定した用水の供給を図るといった事業の必要性、残る事業費、事業期間もわずかといった事業進捗状況から判断し、事業継続を了承する。

しかし、事業完了後は営農計画の達成に不断の努力を怠らないこと。

16番については、昭和62年に事業採択され、15年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、経営規模の拡大及び生産組織の確立を図るため、農地造成を行い、近郊農業としての産地形成を行うといった事業目的及び残る事業費、事業期間もわずかとといった事業進捗状況から判断し、事業継続を了承する。

しかしながら、農地を継続的、安定的に利活用するよう条件を整備すべきである。

また 今後の農業農村整備事業の実施に当たっては、具体的な営農計画を見通した事業計画の策定を行うこと。

### 3 継 続 審 議

3番、7番については、審議未了のため、次回以降再審議とする。

以上でございます。委員の方々、案でございますので、また修正する所があれば、また事務局ともどもよろしくご検討ください。

続きまして、議事次第4でございますけれども、事務局のほうから連絡がございます。よろしくお願いいたします。

(事業評価・システム開発TM)

どうも長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。次回でございますが、8月27日の火曜日の午前10時から津駅東口のAST津3階の三重県民交流センターのほうで開催を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、今日審議未了で2件、後という形になっておりますが、この日につきましても、これからちょっと打ち合わせをさせていただきたいと思います。次回は林道の開設事業を始め7件につきましてご審議をしていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

先ほど申しましたように大変恐縮ですけれども、この後控え室にてちょっと打ち合わせだけさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(委員長)

それでは、これで本日の審議を終了いたします。

(公共事業総合調整分野総括M)

本日はどうもありがとうございました。

以上